

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 16 日)
(第 15 号)

第
15
号
6
月
16
日

平成28年

三重県議会定例会会議録

第 15 号

○平成28年6月16日（木曜日）

議事日程（第15号）

平成28年6月16日（木）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 内	道 明
5	番	山 本	里 香
6	番	岡 野	恵 美
7	番	倉 本	崇 弘
8	番	稲 森	稔 尚
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英尚
37	番	長田	隆
38	番	舘	直人
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志

41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
欠席議員	1名		
36	番	今 井	智 広
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)		原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)		榊 屋	眞
書 記 (企画法務課長)		佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)		西	典 宏
書 記 (議事課主幹)		川 北	裕 美

会議に出席した説明員の職氏名

知 事		鈴 木	英 敬
副 知 事		石 垣	英 一
副 知 事		渡 邊	信一郎

危機管理統括監	稲垣清文
防災対策部長	福井敏人
戦略企画部長事務取扱	渡邊信一郎
総務部長	嶋田宜浩
健康福祉部長	伊藤隆
環境生活部長	田中功
地域連携部長	服部浩
農林水産部長	吉仲繁樹
雇用経済部長	廣田恵子
県土整備部長	水谷優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井敬子
雇用経済部観光局長	水島徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西城昭二
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局理事	村上亘
企業庁長	松本利治
病院事業庁長	加藤敦央
会計管理者兼出納局長	城本曉
教育委員会委員長	前田光久
教 育 長	山口千代己
公安委員会委員	川端郁子
警察本部長	森元良幸

代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	青木 正晴
選挙管理委員会委員長	宮 寄 慶一
労働委員会事務局長	田 畑 知治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。25番 杉本熊野議員。

[25番 杉本熊野議員登壇・拍手]

○25番（杉本熊野） 皆さん、おはようございます。新政みえ、津市選出の杉本熊野です。どうぞよろしくお願いたします。

伊勢志摩サミットは、事故も事件もなく、無事に、安全に終わることができました。多くの県民の皆さんは、私もそうですが、安全なサミット開催を祈っておりました。伊勢志摩の地元の皆さん、御協力ありがとうございました。そして、知事はじめ職員の皆さん、警察本部長はじめ警察の皆さん、本当にお疲れさまでした。ほっとしたのもつかの間、ポストサミットに向けてそれぞれ動き始めていらっしゃると思います。

先日の知事提案説明では、ポストサミットについて取組の方向性を共有し、

具体的なアクションにつなげていくために宣言を取りまとめたという提案が知事のほうからありました。どんな宣言が提案されるのか楽しみにしつつ、私なりにポストサミットについて、期待を込めて本日質問をさせていただきたいと思います。

一つ目は、女性が安心して働ける三重へ、ポストサミットと女性活躍推進についてです。

女性雇用者の6割は非正規雇用者、母子家庭の8割は、就労しているけれども、そのうち5割を超える母子家庭が貧困家庭という現実。保育園、落ちた、私、活躍できない、国会でも取り上げられた待機児童の問題。活躍しろと言われても、まずはその舞台にすら上がれない女性たちが大勢いる中で、女性活躍推進と叫ばれても気持ちは冷え込むばかりだという声が聞こえてきそうですけれども、とはいえ、ただ嘆いているだけでは前には進みませんので、頑張らなければと思っていますところなんです。

しかし、その一方で、伊勢志摩サミットのワーキング・ディナーを担当した志摩観光ホテルの総料理長は女性でした。メルケル首相からあなたが料理をつくったのですかと声をかけられたという新聞記事を見つけて、私もとてもうれしく思いました。料理長には女性は適さないと言われた時代がありましたが、時代は大きく変わってきていると思います。ぜひ一度お目にかかりたい輝く三重の女性です。

伊勢志摩サミットの首脳宣言には、女性の能力開花のためのG7行動指針が盛り込まれました。また、知事は今定例会の知事提案説明で、女性活躍の機運の一層の醸成を図る国際フォーラムを開催すると述べられました。地方創生加速化交付金、未来へつなぐグッドワーク・グッドライフ創造事業、5734万円が一般会計補正予算に計上されていますので、この交付金をもとに推進されるのかなと推測をしているところなんです。

そこで、知事にお尋ねします。

ポストサミットにおいて、女性活躍推進を重要な柱として位置づける考えがおありでしょうか。

また、開催を予定している国際フォーラムは、いつどこでどのような内容で開催を予定しているのか。ポストサミットですから、三重の女性たちのこれからにつながっていく内容にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

知事、よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ポストサミットと女性活躍推進ということで、主に今後開かれる国際フォーラムについて述べたいと思います。

G7伊勢志摩サミットでは、主要な議題の一つに女性が取り上げられ、あらゆる分野で女性活躍推進に向けた国際的な機運を高めていくよう議論が重ねられました。その成果として、女性の能力開花のためのG7行動指針や女性の理系キャリア促進のためのG7イニシアティブなどの文書が取りまとめられました。

また、食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョンでは、1番目に農業及びフードシステムにおける女性のエンパワーメントについて述べられています。

このような国際的な取組の進展が、地域社会の抱える課題の解決に向けた大きな推進力となることが期待されることです。

これらの流れを受け、サミット開催県として、本県ならではの内容を盛り込んだ形で、あらゆる分野における女性の活躍に資する国際フォーラムをポストサミットの主要な事業として開催すべく、現在、準備を進めているところです。

フォーラムの具体的な内容は、詳細が決まり次第発表いたしますが、国内外の知名度も高く、三重県を代表する施設の一つである鈴鹿サーキットを会場に、9月23日、24日の2日間にわたり開催する予定です。

基調講演については国際的に活躍されている方に登壇していただくなど、ポストサミットの取組としてふさわしい、意義のあるフォーラムにしていきたいと考えています。

また、これまで取り上げられることの多かったトップランナーだけでなく、これからの三重を支えていくミドルマネジメント層の女性にもフォーカスするとともに、農業や水産業など1次産業で働く女性にも光を当てるべく、内容を検討しています。

あわせて、男性が変わるという視点も欠かすことができないと考えており、男性の意識や行動を変える気づきとなるような内容も検討しています。

さらに、女性人材の育成につながるよう発表の場を設けるとともに、そのような場を通して、新しい働き方改革などにつながるみえモデルの創出と、それを横展開していくための具体的なアクションを起こしていきます。

今回のポストサミット事業は、サミットのレガシーとして新たなイノベーションが自発的、継続的に生まれていくスタートアップの場となり、地方からグローバルに発展する契機となるよう、国や民間企業、団体、大学など、様々な主体と連携して取り組んでいきます。

そして、今後活躍が期待できるミドルマネジメント層の女性の育成につなげるとともに、業種や地域を超えたネットワークや次世代の働く女性のためのプラットフォーム構築につなげ、サミット開催地三重から地方の存在感を強く発信し、女性活躍推進をリードしていきたいと思えます。

この女性の活躍をめぐる課題全てを網羅することはできないかもしれませんが、三重県として女性活躍を応援していくということを力強く高らかに宣言するキックオフとしたいと思いますし、また、形は大小あれど、ずっと続けていくということと、いろんな人たちが業種を超えて顔が見える、つながっていくプラットフォームづくりに三重県の中でつながっていくということが大事だというふうに思っていますので、そういうしっかり続けていくという視点を持って、これから女性活躍応援をしっかりとやっていくことの中で取り組んでいきたいと思えます。

[25番 杉本熊野議員登壇]

○25番（杉本熊野） ありがとうございます。

私、一番心配していたのは、やっぱり国際フォーラムなので、世界的な

トップの方が来て、一過性の打ち上げ花火的なフォーラムになってしまうとあかんなどというか、やっぱりポストサミットで、持続性、継続性があるって、三重県内の様々な地域に、そして様々な分野に、そしていろんな女性たちに、先ほどミドルというところを言っていただきましたけれども、トップだけではなくて、そういうあたりのところを方針として持っていただいているということ、大変いいなというふうに思いました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、その中で、農業における女性のエンパワーメントについても触れていただきました。実は私は、最近女性活躍推進法ができたわけですが、雇用についての女性たちの課題が多くて、第1次産業の女性たちのところへの光の当て方がすごく弱いのではないかとということがあって、ポストサミットにおいては、やっぱり食にかかわるところ、第1次産業に係るところがすごく重要なので、ぜひこの国際フォーラムでそのあたりに光を当てていただきたいという思いがありました。そういうふうに御答弁いただいたので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

農林水産業の女性の活躍推進について、もう少し伺いたいと思います。

伊勢志摩サミットでは、イセエビ、松阪牛、地酒をはじめ、国際メディアセンターでの食事は、食材156品目のうち152品目が三重県産でした。また、三重情報館で、本当にすばらしく美しい映像で、あおりふぐ、それからお茶、アワビなどが、海女さんや茶摘みの女性たちとともに紹介されていました。三重の食を世界にアピールできた伊勢志摩サミットだったと思います。

ポストサミットを考えたとき、やっぱり食の関連産業の活性化が、知事もいつも言うておられるとおり、大事だというふうに思っています。ここに多くの女性たちがかかわっています。そこにぜひ光を当てていただきたいということで、農林水産部長にお尋ねします。

一般会計補正予算に、みえの輝く女性就農実現支援事業費、三重の畜産女性活躍推進事業費、かがやく水産女性ネットワーク構築事業費、海女の所得向上支援事業費などが計上されています。農林水産業における女性活躍推進

を農林水産部長として今後どのように進めていかれるのかをお尋ねいたします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 農林水産分野における女性の活躍についてですが、農林水産業の成長産業化に向けては、女性の能力が一層発揮されることが大変重要であります。そうしたことから県では、女性の活躍を重点テーマとして、女性が活躍できる環境づくりに取り組んでいます。

今、御紹介をいただきました事業等について、少し事例も含めて御説明させていただきます。

農業分野では、育児期の女性などの就業拡大につなげるため、ワークシェアリングや託児などの仕組みづくり等について、ミカンやお茶など、様々な品目の経営体と連携してモデル実証の取組を進めています。

また、畜産業においては、女性の感性を生かした6次産業化など、新たな取組を促進していくため、女性経営者のスキルアップ研修やネットワークの構築を進めます。

また、林業分野においては、森林環境教育や木育における女性指導者の育成、さらには、自主的な活動団体ですけれども、林業に関心のある大学生や教職員の方々がメンバーとなって林業女子会@みえをつくっていただいております。その方々には、林業に関する研修会、あるいは女性目線での林業に関する情報発信に取り組んでいただいているところであります。

水産分野では、シンポジウムの開催などを通じて女性漁業者のネットワークの構築を図るとともに、特に海女の活躍を促進するため、水産加工等の研修会の開催や、海女もんという商品がありますけれども、現在35品目程度あると思いますが、海女のつくった商品のPRなどを支援していきます。

こうした中、特に鳥羽市の相差海女文化運営協議会においては、「ディスカバー農山漁村の宝」特別賞ウィメン賞を受賞、あるいは、鈴鹿の茶生産をされる会社、工場、あるいは、同じく鈴鹿で女性を中心として野菜の生産、直売をするグループ、さらには、いなべの養豚、加工を行う会社などが、「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選」に選ばれるなど、こういった

女性の感性や能力を発揮する場が多数生まれてきています。

G7伊勢志摩サミットでも首脳宣言に農林水産業における女性参画の支援等が盛り込まれました。こうしたことも契機としながら、引き続き市町の皆さんと、あるいは地域の皆さんと連携しながら、農林水産業や農山漁村における女性の活躍にしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） ありがとうございます。

第1次産業を食につなげていく6次産業化において、私は、女性の手と女性の感性がすごく大事だと思っています。それは、女性は生産者としてだけの目線ではなくて、消費者、生活者の目線が豊かだからというふうに思っております。ぜひ、これも、先ほど紹介した事業は単年度の事業だと聞いておりますので、一過性に終わることなく、引き続き取り組んでいけるような形で事業を展開していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、女性活躍推進法における特定事業主行動計画について質問をさせていただきます。

女性活躍推進法は、労働者301人以上の事業主に事業主行動計画の策定を求めて、義務づけました。300人以下については県のほうに取り組んでいくというふうにお聞きをしております。そして、あわせて、地方公共団体は特定事業主行動計画の策定が義務づけられているところです。

それで、三重県では、三重県庁、教育委員会、警察が今年3月にこの行動計画を策定いたしました。本日は、三重県と教育委員会の行動計画について質問をさせていただきます。

一つ目の資料は、これは三重県職員の特定事業主行動計画です。（パネルを示す）

1点、質問します。

これが三重県の数値目標です。まずは評価できるところから。

男性の育児休業取得率、平均取得日数は80日、現状値、平成26年度

14. 29%、17人とられたそうです。目標値は、平成32年、2020年です、25%にする。

それから、男性の育児参加休暇取得率は平成26年度88.24%。これを2020年までに100%に。

この二つは、全国的に見ても大変高い数値です。公的部門が率先垂範せよという言葉が女性活躍推進法の基本方針の中にあるんですけども、まさにそのとおりで、これは何度も議場でも紹介されていますが、知事のリーダーシップによるところが大変大きいと思います。三重県の男性職員たち、知事先頭になかなか頑張っておられると思います。

続いて、女性の管理職登用率ですけども、現状値8.7%、目標値10%です。これは、技術職や地域機関の職員も含んだ数字です。本庁知事部局における管理職への女性職員登用率は、現状値8%、そして、2020年までに30%という目標値を掲げられました。この30%という数値を掲げたことを大変評価させていただきたいと思います。2020年までに30%、202030といいますが、これも、これは、国の男女共同参画推進本部が目指している数字なんですけれども、それを掲げられました。

それで、この数字ですけども、仕込みがきちんとできていて、このまま順調にいけば到達する数字なのか、それとも、達成するには、ポジティブアクションを含めてさらなる取組が必要な数字なのか、であるなら、どんな取組を考えておられるのか質問をしたいと思います。

続いて、教育委員会の行動計画です。（パネルを示す）

管理職に占める女性の割合、現状値15.7%、これは、知事部局より現在は高いです。けれども、目標値は20%というふうになっています。選考試験があるので、ここは知事部局とは違うんですけども、女性の割合は本庁知事部局より高いです。小学校の場合は6割以上が女性です。

そこで、質問させていただきます。

1点目、本庁知事部局より目標値が低いのはなぜでしょうか。また、特に中学校の現状値が低いことをどのように分析しておられますか。

続いては、男性の育児参加休暇取得率、これは、5日間以上とった人のカウントです。75.3%、高い数字です。評価できると思います。教育長もぜひイクボス宣言していただけたらというふうに思います。そんな数字ではないかと思います。ところが、男性の育児休業取得率は、現状値8.8%、目標値14%です。

教員は法律によってかわりが配置をされますし、職務職階も行政職より細かくはなく、キャリア形成のリスクは低いと思われます。なのに、なぜ低いのでしょうか。御所見をお聞かせください。

3点目は、長時間労働の是正についてです。

今回の女性活躍推進法で私が一番評価しているのが、長時間労働の問題を盛り込んだことです。女性活躍を阻む壁は、実は長時間労働だということが法律の中に明記をされました。長時間労働によって女性は仕事か家庭かの二者択一を迫られることが多いです。多くの女性たちがここで悩んできました。女性の活躍推進を阻んできた長時間労働を何とか是正していくことが必要だということがこの法律に盛り込まれた、ここを私は一番注目しています。

しかし、今、学校では、スクラップをせずにビルド、ビルド、ビルドが続いて、時間外労働が増え続けています。県庁職員の行動計画には、ワーク・マネジメントとか、ライフ・マネジメントとか、これからは在宅勤務やフレックスタイム制の研究や検討もするという取組が示されているのですが、教育委員会の行動計画の内容は、申しわけありませんが、私はやっぱりちょっとお粗末だと思います。具体的なところが少し弱いかなというふうに思っています。

長時間労働是正などの働き方の課題について、今後の取組方針をお聞かせください。

以上です。お願いいたします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画の目標についてお答えさせていただきます。

地方公務員における女性が活躍することの意義の一つとして、政策の議論に女性を含めた多様な発想を生かすことで、従来の枠組みにとらわれない新たなサービス向上が提案され、住民生活の向上につながることを期待されます。

このため、県の政策や方針の決定にかかわるポストに意欲、能力のある女性職員を積極的に配置することを目指しまして、本庁知事部局における管理職への女性職員登用率を目標の一つに設定したところでございます。

平成28年4月の人事異動においても、地域連携部参事兼国体準備課長やスポーツ推進課長、健康福祉部障がい福祉課長、県土整備部県土整備財務課長などに初めて女性職員を配置し、本庁の管理職における女性職員の積極的登用を進めているところでございます。

平成32年4月1日時点の本庁知事部局における管理職への女性職員登用率30%という数値は、チャレンジングな目標ではありますが。しかしながら、この30%という水準を目指しまして、管理職登用につながる取組を積極的に進めていくことで、組織の変革をもたらし、女性の多様な発想を生かした県民生活のさらなる向上につながると考えられます。このため、まずは、意欲、能力を持った女性職員を課長補佐や班長といった管理職の前段階の職に積極的に登用いたしまして、マネジメントを経験させることで女性管理職候補の人材プールを充実させ、その上で管理職へ任用するといった段階的な育成に取り組んでいきたいというふうに思います。

このような取組を継続することで、目標を達成していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 女性活躍推進にかかわって3点質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、1点目の女性管理職についてでございます。

平成28年度の県教育委員会におけます女性管理職の割合は、全体で16.3%

となっています。いわゆる女性活躍推進法に基づき、本年3月に策定しました三重県教育委員会特定事業主行動計画、女性活躍推進アクションプランにおいて、県教育委員会全体で平成32年度に女性管理職の割合を20%とする目標を設定しました。この目標における管理職の総数は約1350人で、目標の20%を達成するためには270人の女性管理職を登用する必要があります。これは、退職者を考えますと、5年間で180人、毎年36人程度の女性管理職を登用するというものでございます。

教頭選考試験の女性合格者数の過去5年間の平均は26人であり、20%という目標はこれまでの合格者数に毎年10人程度を上乗せするものであり、挑戦的な目標数値であると捉えています。

平成28年度の中学校における校長、教頭の女性割合は6.1%で、小学校の22.1%、県立学校の9.5%と比べ低い状況にあります。

また、管理職選考試験の受験者に占める女性割合を見ましても、平成27年度実施の選考試験では、小学校在籍者が20.1%であるのに対し、中学校在籍者は9.2%にとどまっています。その要因といたしまして、教員の女性割合が、小学校においては65.7%に対しまして、中学校においては44.2%と、女性教員が少ないという現状にあります。

また、中学校は、教科指導や学級指導、部活動に加え、進路指導や生徒指導上の諸課題があり、他の校種に比べ多様な役割を担いながら、多岐にわたる課題に対応する必要があります。

さらには、分校も含め、中学校157校のうち、女性管理職が配置されているのは19校と、女性教員の身近にモデルとなる女性管理職が少ないことも女性管理職の希望者が育ちにくい一因となっていると推測しています。

こうした中、県教育委員会では、管理職の選考試験において、各校長からの教頭候補者の女性の推薦枠を平成26年度から拡大するなど、制度の見直しを行ってきたところです。

今後は、女性管理職登用に向け、市町教育委員会が積極的に内申を行うよう働きかけるとともに、管理職の単身赴任をできる限り避けて、負担軽減を

図ることができるよう、希望する勤務地の聞き取りなど、さらなる改善について検討します。

また、主幹教諭、指導教諭への登用、学校内での主任経験や教育委員会事務局との人事交流など、中期的な視点での取組に加え、各女性教員のキャリアビジョンを考慮し、様々な職務を経験できるよう配慮してまいります。

さらに、管理職を目指そうとする女性職員が、先輩の女性管理職に気軽に相談できるようなネットワークづくりについても検討するなど、これまで以上に女性の管理職登用を視野に入れた取組を進めてまいります。

なお、私自身、教育長就任以来、公立小・中学校の女性教頭の総会には必ず行ってエールを送っているところでございます。

2点目の男性職員の育児休業等について回答申し上げます。

女性活躍推進アクションプランでは、男性職員の育児休業取得率について、平成27年3月に策定しました子育て支援アクションプランの数値目標を踏まえ取り組むことを明記しております。

この子育て支援アクションプランでは、職場の意識改革や育児休業を取得しやすい職場環境づくりに資するため、県立学校及び教育委員会事務局における男性職員の育児休業等の取得率を14%とする目標を設定しています。

この14%という目標は、計画策定時の現状値である平成25年度の3.8%という実績値を踏まえ、希望がかなうみえ 子どもスマイルプランの、育児休業制度を利用した従業員の割合の目標値である14%を参考として設定したものでございます。

男性教員の育児休業の取得に関する認識について、平成26年度実施の次世代育成支援アンケート調査によりますと、周囲の職員への迷惑がかかることが気になるという点や、経済的な理由などにより夫婦で育児休業を取得することに不安を感じていることなどが挙げられております。

また、教員には、クラス担任や各教科担任として1年間責任を持って児童・生徒と向き合うものであるという意識があり、年度途中で休業に入ることには相当の抵抗があるといった意見をいただいております。

男性の育児休業の取得意向は、さきの調査において、取得したい、取得したが平成23年度の前回調査の12.7%から25.5%となった一方で、取得したくないが45.4%が31.4%になるなど、徐々に意識の変化が見られます。

今後は、これまで実施してきた子育てのための休暇取得プログラムの周知、活用の働きかけ、父子健康手帳などによる制度周知などを継続するとともに、男性職員の育児休業取得促進に向けた取組について、さらに充実させてまいります。

また、小・中学校に対しましても、男性教職員の育児休業の取得が、児童・生徒への男女共同参画意識に係る一つの学習機会となることから、市町教育委員会と連携し、諸制度の周知を図ってまいります。

続きまして、3点目の長時間労働の解消に向けてでございますが、これまでに教職員の総勤務時間に係る縮減の指針を策定し、全国に先駆けて教職員の時間外労働時間や年休等の取得時間を把握するとともに、各学校に、学校経営の改革方針に記載して進めるよう依頼をしてきました。

また、県教育委員会といたしましては、変形労働時間制度の対象業務の拡大や、勤務時間制度の整備など、教職員を対象とした各種調査や会議の精選を行うとともに、学校における総勤務時間縮減のための取組事例集の配付、休暇取得促進対策として、長期休業中の会議、研修などを行わない期間設定などを取り組んでまいりました。

さらに、市町教育委員会には、安全衛生管理体制の整備を粘り強く働きかけた結果、平成27年度末に全学校で安全衛生委員会が設置されたところです。

今後は、子どもたちと向き合う時間の確保とともに、教職員が協力し合い、教育活動に意欲的に取り組めるよう、服務監督権者である市町教育委員会と連携して総勤務時間の縮減や健康管理対策などを総合的に推進してまいります。

まず、総勤務時間縮減のためには何よりも、所属長である校長の意識、役割が大変重要でございます。総勤務時間縮減の方針を定めて、校長がPDCAサイクルを意識して教職員の適切なタイムマネジメントを行い、率先して取

組を実践するとともに、設置されました安全衛生委員会が取組効果や課題を協議して次年度の取組に反映できるよう、市町教育委員会や県立学校へ働きかけてまいります。

長くなって申しわけございませんでした。以上でございます。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） ちょっと長過ぎる御答弁で、御丁寧でしたけれども、ただ、それでは長時間労働は解消されないとか、そういうふうにも感じさせていただいたところなのですが、中学校の女性管理職の問題ですけれども、多様な、多岐な仕事があるからではなく、一番の原因は、中学校が一番長時間労働、多いです。過去3年間の時間外労働の時間数を調べさせていただきました。物すごい時間数です。やっぱりそこが一番の課題だと思っております。この問題は永遠の課題だとか、そういうことを言う方がいるんですけれども、本当にやっていたかかないと、子どもたちにとって本当にいい教育、子どもたちが生き生きしてくる教育は、私はできないというふうに思っております。

それから、時間がないんですけれども、今回の女性活躍推進法は非正規の雇用者も対象に入っています。県庁職員にあっては、昨年度は424人の業務補助職員、765人の嘱託職員、合わせて1189人の非常勤職員が雇用されています。業務補助職員の98%は女性です。教職員は2743人の非正規雇用の職員がおります。うち女性は60%です。行動計画には、非常勤職員の人材育成や研修への参加についても盛り込まれております。教員にあっては、非正規雇用から正規雇用へ転換する際の優遇措置などにも取り組んでおられます。このような取組をさらに充実していただきたい。女性の働く現場の問題は、女性たちに非正規雇用労働者が多い、そこが本当に大きな課題ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

三つ目の女性活躍推進計画の策定について質問したかったのですが、時間がありませんので、これはさせていただきます。

子どもの貧困対策について質問をさせていただきます。

まずは、子どもの状況について、最近とても身近なところから声が届きましたので、紹介します。

お弁当がつかれんから、遠足に行けへんかもと言う子ども。集金袋を渡すと、お母さん、お金ないって言う子ども。修学旅行前、お小遣いの5000円がない、どうしようと悩む子ども。夜遅くまで弟や妹の面倒を見ているので遅刻が目立つ子ども。弟や妹が熱を出すと、親にかわって面倒を見るため学校を休む。そして、明日食べるものがないんさと言う母親。

とても身近なところからのお声でした。見えているのはごく一部で、見えないところではもっといろんなことがあると思います。こんな子どもたちの暮らしを変えていけるよう取り組んでいかなければなりません。

三重県はこの3月に、三重県子どもの貧困対策計画を策定しました。子どもの貧困対策については、私も含め議会からも多くの質問や意見が出され、知事も自らの思いを語ってられました。

また、議会は本年度、子どもの貧困対策調査特別委員会を設置しています。今後、詳しい調査がなされますので、本日は、実効ある計画としていくための、推進していくための県の枠組み、体制をお尋ねしたいと思います。

計画では、県が推進機関として一丸となって取り組み、包括的かつ一元的な支援を行えるよう、行政部門の連携や行政、学校、関係機関・団体等の連携体制を構築する、相談機能を強化することなどがうたわれております。

計画策定後、まだ2カ月で間がないのですが、厳しい状況の子どもを考えると、県には早急に動いていただきたいと思っています。

そこでお尋ねします。

主担当部局である子ども・家庭局は、これらのことにどのように取り組んでいるのか、現状と今後の取組についてお聞かせください。

そして、また、今後ぜひ取り組んでいただきたいこと、1点に絞って教育長に質問させていただきます。就学援助の改善についてです。

実施主体は市町ですが、子どもの貧困対策に関する大綱では、就学援助は当面の重点施策になっています。調べたところ、県内の各市町の就学援助に

については、周知の時期、支給時期、支給金額、援助内容にかなりのばらつきがあります。地域事情による差もありますが、準要保護については全国共通の認定基準がありませんし、平成17年の小泉改革、三位一体改革によって補助金であったのが一般財源化されてからは地域差が広がっているように思います。県内では、校外活動費、中学校のクラブ活動費などに大きなばらつきがあります。援助率も、高い市は17.94%、18%、一番低いところは3.17%、援助率にも市町でかなりの開きがあります。

県教育委員会には、市町が就学援助を改善し、充実していくよう推進していただきたいと思います。

そして、また、入学準備金の支給時期についてですが、準備金なのに支給月が7月、10月のところも多くあります。福岡市や知立市では前倒しで3月に支給していますし、県内でも3月支給を検討している市があると聞いています。入学準備金の3月支給、ぜひ推進をしていただきたい。

教育長の御答弁をお願いいたします。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、私のほうからは、子どもの貧困対策について、子ども・家庭局がどのように取り組んでいくのかということにつきましてお答え申し上げたいと思います。

県では平成27年3月に、希望がかなうみえ 子どもスマイルプランを策定し、様々な取組を進めているというところでございますが、本年3月には、昨年度策定いたしました三重県子どもの貧困対策計画などを踏まえまして子どもスマイルプランを改訂し、新たな目標を設定するとともに、取組内容の充実を図ったところでございます。

この子どもスマイルプランにおきましては、子どもの貧困対策は、解決を図る必要性と優先度が高いということから、重点的な取組として位置づけておりまして、ほかの重点的な取組と同様に数値目標を設定いたしまして進行管理を行っているところでございます。

子どもの貧困対策につきましては、関係部局が多岐にわたっていることか

ら、部局や組織が連携して一体的、横断的に推進していく仕組みと、事業の成果や達成状況を検証、評価する仕組みがともに必要と考えております。

まず、部局や組織が連携する仕組みといたしましては、知事を本部長とします三重県少子化対策総合推進本部におきまして、各部局の連携と進行管理を図ってまいります。

また、本年2月には、関係部局によります、生活困窮者支援、子どもの貧困対策に係る庁内連絡会議を設置したところであり、実務者による情報共有と連携を深めてまいります。

さらに、県全体での取組を進めるため、県、市町、関係団体等で構成します三重県子どもの貧困対策推進会議、仮称でございますが、この会議を立ち上げることとしておりまして、各地域の実情に応じた多様な支援体制の整備や機運醸成が図られるよう取り組んでまいります。

また、検証、評価の仕組みといたしましては、本県の特徴として、計画の五つの支援の柱全てに数値目標とモニタリング指標を設定しておりまして、こうした目標や指標に基づきましてPDCAのサイクルにより進行管理を行ってまいります。

このうち、検証、評価に当たりましては、有識者で構成される三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会でありますとか、少子化対策推進県民会議・計画推進部会に取組状況を報告いたしまして意見をいただき、今後の取組に反映してまいりたいと考えております。

このように、部局連携による一体的、横断的に推進する仕組みと、数値目標や指標を踏まえ、検証、評価する仕組みを軸に、子ども・家庭局が主担当部局として全体を総括いたしまして、しっかりと計画を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 就学援助資金について御答弁申し上げます。

就学援助に関しましては、学校教育法の規定に基づき、経済的な理由によ

り就学が困難と認められる小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、市町が援助を行っています。

また、対象者は、生活保護法に規定する要保護者と、市町教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認定する準要保護者とに分かれます。

準要保護者への就学援助につきましては、平成17年度から国の補助制度が廃止され、税源移譲、地方財政措置に変更されたことから、市町により対応が異なっています。そのため、就学援助の認定時期や回数、支給費目などは市町教育委員会の主体性に任されており、市町によってばらつきが見られることは、県でも把握しております。

例えば、1回目の支給時期は、新入学児童・生徒の学用品費等を除くと6月から10月、給付回数は年2回から8回となっているなど、市町によって異なります。

1回目の支給が6月以降になっている点につきましては、6月以降でない前年所得が確定しないことや、4月当初の在籍確認をもとに認定を行っている市町があることが主な要因であり、このことが新入学児童・生徒の学用品費等の支給時期にも関係しています。

このような中、県内には、中学校入学に係る学用品費等については、小学校6年時に認定基準を満たしていることの確認をもとに、4月当初に在籍確認を行い、5月に支給している市町もあります。さらに、支給時期を前年度の3月に前倒しすることを、現在、菰野町は検討していると聞いております。

県教育委員会では今後、市町等教育長会議や担当者会議などを通じ、就学援助に関する県内外の先進的な取組例などを情報収集し、共有するなどして、子どもたちが明日への入学を心配することなく、安心して学べるよう取り組んでまいります。

以上です。

[25番 杉本熊野議員登壇]

○25番（杉本熊野） 子ども・家庭局長、そして教育長、どうぞよろしくお願
いいたします。

これもとても身近なところから届いている声を紹介します。

小学校入学を控えた子どもを持つひとり親家庭のAさん。もうランドセルが安くなっているかと思って見に行ったんだけど、私を買えるランドセルは一つもなくて、とてもがっかりして帰ってきたの。

中学校入学を控えた子どもを持つひとり親家庭のBさん。毎日毎日不安で仕方がないです。たくさんそろえるものがあります。制服や自転車、体操服、そろえられるか、学校へちゃんと行かせられるか、気がおかしくなりそうです。

中学校に子どもを入学させたCさん。4月に入ったらお米が買えなくなりました。

入学準備に必要な約10万円は、Cさんの1カ月の給料と同じです。3月、4月の生活が厳しいようです。どの子も入学式には安心して希望を胸に校門をくぐらせたいと思いませんか。どうぞよろしく願いいたします。

加えて、私、今回の計画をつくるに当たって、県が聞き取り調査を行っていただいた35事例は大変貴重だというふうに思っています。引き続き、1回やったから終わりではなくて、実態は捉えていただきたいですし、学校は貧困対策のプラットフォームと位置づけていますから、ぜひ学校現場の声、そこを通した子どもの実態を把握し続けていただきたいというふうに思っています。

それから、35事例を読んで気がついたことが一つあります。住居が、公営住宅が7事例、民間賃貸住宅が22事例だったんです、35事例のうち。私は民間賃貸住宅のほうが住居費が高いと思うんです。なぜそうなっているのかなというふうに感じました。まだ詳しく調査していないのでわからないんですけども、ただ、最近、藤田孝典さんが書かれた本、(現物を示す)これ、図書室で借りたんですけども、『下流老人』という本を読みました。それから、もう一つ『貧困世代』という、(現物を示す)これも藤田孝典さんの本なんですけれども、この二つで藤田孝典さんが政策提言として一番に挙げておられるのが、実は住宅政策なんです。貧困の方、住宅がきっちりとあれ

ばもうちょっと暮らし向きは安心できるんじゃないかという、そういう政策提言がありました。ぜひ県営住宅を、子どもの貧困というか、そういう視点で一度見ていただくことをお願いしたいというふうに思っております。お願いいたします。

それでは、三つ目の柱に行かせていただきます。

安心して暮らせる地域医療提供体制の整備ということで、三重県における在宅医療推進のための看護師の育成について質問をさせていただきます。

先日、三重県在宅医療推進懇話会を傍聴させていただきました。議題は、在宅医療体制の一定の枠組みづくりでした。それぞれの市町の状況やそれぞれの職種の立場から、熱心な意見交換がなされていまして。私は、県内には先進的に取り組んでいる市もありますし、私自身も熱心に取り組んでいる病院の姿を目にすることもありましたので、全体的にもう少し進んできているのかなと思ったんですけれども、なかなかそうではなく、議論は始まったばかりというところでしょうか。

国は、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、特に在宅医療・介護の連携体制を推進しようと考えていますけれども、三重県は人口10万人当たりの在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所の数は少ないですし、訪問看護ステーションの数も全国平均を下回っています。そして、人口10万人当たりの医師数や看護師数も全国的には下位です。これは、三重県の看護職員の従事者数ですけれども、（パネルを示す）10万人当たりの看護師数は全国36位、准看護師数は少し高くて29位、保健師、助産師等、10万人当たりの数はかなり少ないという状況になっております。

もう一つの問題は、数だけではなくて、やっぱり人材育成のところが大事だろうと思います。人材育成はすぐにはできませんので、急いでいかなければという思いで県のほうも取り組んでおられると思うんですけれども、そこで、三重県における在宅医療推進のための看護師の育成について、現状と課題、今後の取組についてお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 在宅医療を推進するための看護職員の育成確保につきましてお答えいたします。

議員からも御指摘がございましたように、2025年、高齢化を迎えます。我が県もそうでございますけれども、その中で、県民の方々が住みなれた地域で安心して暮らしていただくことができるようにするためには、医療機能の分化・連携とあわせて、在宅医療体制の整備を進めていくことが必要と考えております。

そのためには、医師をはじめとするいわゆる多職種連携が必要でございますが、中でも患者等と接する機会の多い看護職員の役割は重要と考えております。

県といたしましてはこうしたことから、三重県保健医療計画の中でも、訪問看護ステーションにおける看護師・准看護師数の増加を目標の一つに掲げており、具体的には、医療機関の看護職員を対象として、訪問看護ステーションへの就労促進を目的とした研修会などを実施しております、人材確保を図っているところでございます。

また、より専門性の向上を図るという観点から、日本看護協会が認定しております在宅看護専門看護師や訪問看護認定看護師等がありますが、これにつきましても人口当たりの県内の従事者数は少ないという中で、そして、また、昨年10月より、医師等の包括的支持のもと、一定の診療の補助を行う看護職員を養成する特定行為研修制度が開始されておりますけれども、この特定行為の中には在宅医療に適用できるものも多々ございますが、やはり現時点では県内には指定研修機関がないというところで、三重県看護職員確保対策検討会でもこの点については指摘をいただいております。

今後の取組でございますけれども、県内で在宅医療を推進していくためには、こうした専門性を有する看護職員を養成していくことも重要と考えております、指定研修機関等の研修体制の整備や研修受講に係る働きかけにつきまして、県内関係者の協力を得ながら取り組んでまいります。

以上でございます。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 看護師の専門性を高める、そういった研修をいろいろしていただいているということをお聞かせいただきました。認定看護師、専門看護師、特定行為に係る看護師の研修制度等、御紹介いただいて、特定行為に係る看護師の研修機関は県内にないということで、それらも課題になっているということをお聞かせいただきました。

前回2月定例会議で今井議員が、特定の研修制度を受けた看護師が、県立一志病院にいるという話をしておられましたので、私、ちょっと会いに行ってみりました。

在宅医療を推進する輝く三重の看護師です。今日は女性デーですので、女性をたくさん紹介します。（パネルを示す）

これが、この方なんですけれども、この方、三重県に2人しかいない、もう一人は県立志摩病院にみえるとお聞かせいただいたんですけれども、特定行為に係る看護師の研修制度を受けてこられている方だと聞いています。西田安紀子さんと言われて、関西の病院に勤務をしていて、医療機器メーカーにもその後勤務されて、その後、北海道大学大学院に行って、3年間、プライマリ・ケアコースで37行為のうち15行為について研修をされてきたというふうに聞きました。そして、その後、北海道大学大学院から神戸市の病院へ行かれて、この4月に一志病院に見えました。三重県には何のゆかりもない方です。なぜここへ見えたんですかと言ったら、地域に根差した医療をしているので、ここで働きたいと思って一志病院に来たと。医師だけではなくて、看護師からも選ばれる病院だというふうに思ったところです。

もう一人、輝く三重の女性看護師を紹介します。（パネルを示す）

これは、澁谷咲子さん、一志病院の看護部長なんですけれども、この前、『ナースパートナース』という雑誌の表紙を飾っておられました。この雑誌なんですけれども、（現物を示す）インタビューがあって、そのインタビューの中で、看護部長として何に取り組まれる予定ですかという質問に対

して、ニーズの強い在宅医療に対応できる看護師を育てたいと答えておられます。そして、今後の目標はという質問に対して、地域医療過疎を解決する全国のモデル病院に一志病院をしたいというふうに答えておられます。

現在、一志病院はプライマリ・ケア エキスパートナースの育成の取組を始めました。在宅医療支援で必要な習得すべき技術や知識の項目、カリキュラムを作成し、実践し、多職種で検証し、改善しながら人材育成をしていく取組であります。このことがまた、学会等、研究の場でも発表されるので、さらに全国から注目されることになるだろうというふうに思っています。

ぜひ、今後やっぱり在宅医療、2025年に向けて大変重要な課題ですし、医師、それから看護師、ほかの職種もそうですけれども、人材育成が非常に課題だと思いますので、引き続きどうかよろしくお願ひしたいと思います。

最後、3分となりました。質問する時間がありませんので要望にさせていただきますけれども、平成26年に医療介護総合確保推進法が新たに制定をされて、医療、介護の連携強化、病床の医療機能の分化・連携と、それに基づく地域医療構想の策定がうたわれました。

地域医療構想は、法律上は平成30年3月までに策定することになっていますが、平成28年、今年度です、半ばごろまでの策定が望ましいとされており、昨年度中に12府県が策定済み、今年度の策定予定が35都道府県となっており、今年度中には全都道府県が策定を終える予定だというふうに聞いております。

三重県においても、県内を八つの地域に分けて、地域医療構想調整会議を設置して議論を進めていただいております。それぞれの地域で異なる事情があるものの、医師不足、看護師不足の問題から、在宅医療のあり方、病院間の機能分化や連携など、すぐに答えが出せない課題が多いですけれども、出席者の皆さん、活発な、真剣な議論をしていただいているというふうにお聞きをしております。

ところが、県内の調整会議はいよいよこれから大詰め段階に入っていくというやさきの5月19日に、唐突に県内の病院関係者が県の招集で集められ、

未稼働病床の取り扱いに係る説明会が行われました。

参加者のお話によれば、未稼働病床を持つ病院に個別に病床の削減目標が示されて、整理計画を提出するよう求められたと聞きました。説明会の後、6月中に希望する病院のヒアリングを行い、6月末に未稼働病床の整理計画を決定するとのことでした。

5月19日に説明し6月にヒアリング、そしてすぐさま6月末に病床整理計画の決定というのは、ちょっと何ぼ何でも性急ではないでしょうか。病院経営に大きく影響する、場合によっては当該病院の生き死にを左右するかもしれない病床の削減の取り扱いです。このような性急なことであってはいかかなものかというふうに思っております。ぜひ、6月末の整理計画というところは無理のないようお願いしたいと思うんです。

今、まだヒアリングの途中だというふうに聞いております。ぜひ、そこは本当に、これから先の地域医療、2025年に向けての地域医療をしっかりと構築していく時期です。性急に進めていただくことは、将来そういったところにつながらないと思いますので、どうかその期限についてはもう一度御検討いただくことを要望させていただいて、質問を終わらせていただきます。

終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 19番 石田成生議員。

〔19番 石田成生議員登壇・拍手〕

○19番（石田成生） 自民党会派の石田成生でございます。

通告をさせていただいております4項目についてお尋ねをしておりますので、よろしく願います。

まず、一つ目です。三重県生活環境の保全に関する条例についてお尋ねをしております。これについては一昨年9月22日に質問しておりますが、その後、環境省がこの条例の上位法である土壤汚染対策法を見直ししようとする流れがあることから、今回改めて県の対応をお聞かせいただきます。

昨年の9月1日の日本経済新聞の記事に、「土壤汚染規制を緩和」という見出しで政府の検討内容が書かれております。企業に土地開発をしやすくす

るため、土壌汚染の規制緩和を検討する。自然由来の土壌汚染の規制を人が住まない工業地などに限って緩める。人への影響が出ない範囲で規制を緩める。企業の処理負担を抑えて投資を促し、成長戦略を後押しする。主にこのような目的であり、企業の責任でない予期せぬコスト負担が企業の重荷になっている、人が住んでいない場所にも一律の規制がかかることから、経団連などが政府に規制緩和を求めていたと記事にはございます。

今年3月23日付で、地方自治法第99条の規定により、四日市市議会から意見書が知事に対して出されております。その内容は、一つ目に、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2に基づく3000平方メートル以上の土地の形質変更を行う際に、土地所有者等に課している地歴調査等の規制を緩和すること、二つ目に、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の3に基づく、特定有害物質を使用する工場等の敷地内において、300平方メートル以上の土地の形質変更を行う際に、土地所有者等に課している土壌調査等の規制を緩和することであり、理由は前に紹介しました日本経済新聞の政府の動きと同じで、日本経済は回復傾向にあるけれども、石油化学産業においては国際競争の激化や国内需要の減少等により、先行きが不透明な状況にあります。三重県では一定規模の土地の形質変更を行う際に、全国的に見ても厳しい水準の規制が課せられており、企業進出や設備投資の際に企業に大きな負担がかかっていると考えられます。政府が土壌汚染に関する規制緩和の検討に入る中、三重県条例による厳しい規制が今後も続くとなると、本県の産業振興に大きな障害となります。

この問題については、四日市商工会議所産業活性化委員会においても指摘されております。三重県の企業誘致力を向上させるためにも、土壌・地下水汚染に関する規制を全国レベルの水準としていただきたいという理由で、政府検討と同じ方向の理由、同じ方向の趣旨の意見書が出されております。この意見書に対しての対応はどうしていかれるのか。

さらに、四日市臨海部産業活性化促進協議会で同趣旨の動きがございます。この協議会は4団体で構成されております。三重県、四日市市、四日市港管

理組合、四日市商工会議所です。この協議会が土壤汚染対策法の見直しに関する要望書（案）というものをつくっております。これがそのものでありますけれども、（現物を示す）宛名は書かれておりませんが、タイトルからして環境省宛てだということは間違いないと思われます。日付は平成28年となっており、28年の何月というところは月だけ書いてあって数字は入っておりませんが、28年度中に提出したいという段取りを考えて準備されてこられたのだらうと思います。

この要望書の中身を紹介します。

趣旨は四日市市議会からの意見書と同趣旨で、我が国の高度経済成長の一翼を担ってきた石油化学産業であるが、時代とともに取り巻く環境は大きく変化し、未利用地や遊休資産の有効活用が喫緊の課題となっている、このような状況の中、競争力の維持強化に向けて投資環境を整えていく必要があるが、土壤汚染対策法の規制が新規設備投資への障害となっている、ゆえに、協議会として改正後5年を経過した土壤汚染対策法を見直してほしいとあります。

二つの項目について要望するとありまして、その二つの項目とは、一つ目、臨海部の工業専用地域における一定の条件下では、人の健康に影響を及ぼすような直接摂取や地下水等の摂取によるリスクは皆無の状態にあるにもかかわらず、3000平方メートル以上の土地の形質変更時に調査命令が出されることにより、事業者にとってコストや工期の面で大きな負担となっている。土地の形質変更起因する人の健康被害が生ずるおそれがないことが明らかになった場合、調査を免除できる規定を設けてほしい。これが一つ目。

二つ目は、特定有害物質による汚染土壤の指定基準が、臨海部の工業専用地域等においては土地利用が工場等に限定されており、住居等が存在しないにもかかわらず、一律に土壤環境基準や地下水環境基準、これは飲料水と同基準のようですが、同じ適用になっている。人が直接土壤や地下水を摂取することがないことを考慮して、別に合理的な基準設定をしていただきたいというのが四日市臨海部産業活性化促進協議会が平成28年度に環境省に向けて

提出をしようとしている要望書の案です。

ここまで申し上げましたように、日本経済新聞の記事にもあるような、昨年からの環境省の動き、四日市市からの意見書、四日市臨海部産業活性化促進協議会の動きから、石油化学産業の遊休地利用をしやすくし、産業振興のための競争力を上げるには規制緩和を望むというのが、この3者、3団体の共通した趣旨であります。

三重県は、土壌汚染対策法が平成15年2月に施行されたことに伴い、法の適正かつ円滑な施行を図るための諸規定の整備と県独自の取組を進める必要があるとのことから、当時の知事から三重県環境審議会に対し三重県生活環境の保全に関する条例の一部改正について諮問し、その答申を受け平成16年に条例を改正しました。中身は細かいのであえて説明は避けませんが、実質、条例によって規制の上積みをしており、10年以上が経過しております。

そこでお尋ねいたしますが、土壌汚染対策法と上積みの改正条例施行後10年以上が経過し、前段申し上げたような、昨年からの環境省の動きや四日市市議会からの意見書、また、四日市臨海部産業活性化促進協議会の動きと同調して、三重県生活環境の保全に関する条例を見直す時期であると思っておりますが、見解をお聞かせください。

〔田中 功環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（田中 功） 土壌汚染対策に係る条例に基づく規制の緩和の検討についての御質問をいただきました。答弁申し上げます。

三重県生活環境の保全に関する条例における土壌汚染対策に係る規定は、土壌汚染の可能性のある土地について、汚染を早期に発見し対策をとることで、土壌汚染や地下水汚染の拡散を最小限に食い止め、環境リスクの低減を図ることを目的とし、平成16年10月1日に施行したものでございます。

条例では、土壌汚染や地下水汚染を発見した場合、県に届け出る制度を設けておりまして、県内におきまして条例が施行されました平成16年10月以降、平成27年度末までに132件の汚染が発見され、条例に基づき県に届け出られております。このうち、有害物質を使用する工場、事業場において、条例で

義務づけられている調査を実施した結果、汚染が発見されました事例は7件ございました。

このように、条例に基づく調査の規定及び汚染発見時の届出義務の規定により、県は早期に土壤汚染を把握し、対策を指導することが可能となっており、条例は法を補完する目的において有効に機能していると考えております。

一方、国におきましては、土壤汚染対策法の見直しに向け、昨年12月、議員からも御紹介がございましたが、中央環境審議会に土壤汚染対策のあり方についてが諮問され、議論が開始されております。

また、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めるため、平成27年6月30日に国において閣議決定された規制改革実施計画では、工業専用地域の土地の形質変更に係る規制のあり方や、自然由来物質に係る規制のあり方などについて、事業者などの意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とすることなどを検討すべきと記載されているところでございます。

国における議論では、これら規制緩和に向けた論点についても調査審議され、平成28年度中に結論を得る予定となっております。

三重県の条例につきましても、四日市市議会からいただいている意見書の内容や、四日市臨海部産業活性化促進協議会における土壤汚染対策についての検討の内容等も考慮しながら、今後も国の動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

御紹介申し上げたように、環境省の動き、それから、四日市市議会からの意見書、そして、もう一つは、四日市臨海部産業活性化促進協議会、今その規制を所管する環境生活部長からお答えをいただきました。県行政の中でも、住民の生活の安心を守る、健康を守る部局の部長ですから、そちらはそちらで規制をしていく側の部長の答弁としてそうなんでしょうね。

一方で、四日市臨海部産業活性化促進協議会、これは県も入っております。担当部局は違うのですが、法律、それから条例ができたときから比べて健康被害等も出てきていないということもあって、このままの制度では新しく新規投資をしにくいコンビナート企業等があるのでということを受けて、昨年から検討に入っていると思われるんです。そして、県も入っております四日市臨海部産業活性化促進協議会も、環境省に向けて規制緩和の要望をしようとしている動きがあったと、こういう事実があります。

ですから、国も県も市もそちらに向いていこうというところで、同じ行政の中でブレーキを踏もうとしているのと、もうブレーキは今も踏んでいるわけですよ、アクセルを踏もうとしている。アクセルを踏むときにはやっぱりブレーキの足を放さない、両方一遍に踏んでいると車は壊れてしまうという、そういうイメージを私は持っております。

それで、今、環境生活部長からは、直ちには条例改正はしないけれども、国の動向を見ながらという御答弁をいただきました。それはそれでいいんですが、国に向けて県も入った団体から規制緩和を求めていくのに、県が上乘せしている条例をそのままいいのかどうかという思いがありまして、県としても、産業振興、新しい新規投資を求めて、新規投資のしやすい法改正を求めていくのなら、県自らその上乘せしてある条例を見直す必要があるのではないかと、こういう趣旨でお尋ねをしました。

規制している部局からはそういうお答えしか出ないのは、それはもうその限界だと思うんですが、三重県として今後どうしていくのかというところが今の環境生活部長の答弁だけでは見えにくいので、ぜひ、その点について知事のお答えをいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、石田議員からお話のあった件につきましては、私もコンビナート立地企業の皆さんから何度もお話を賜っております。

その企業の皆さんの中には、規制の緩和というよりは合理化なんだと、それぞれの事情に合わせて最新技術とかも使ってやっていくんだというお話などもいただいておりますし、現在のコンビナートの状況、リーマンショック

以降のコンビナートの状況を考えると、今の土地利用の促進なくしてコンビナートの再生なしということについても私も理解をしております。

あわせて、三重県の企業誘致や県内投資促進の一つの武器が規制の合理化、例えば半導体の関係のところ、高圧ガス保安法について規制の合理化をやり、コストを削減することで県内の投資の増加につながったという例もありますので、そういう面もあるというふうに理解をしています。

一方で、安全ということに対する国民の目が厳しくなっているという現状もあります。加えて、環境政策について取り組んできた歴史的経緯というものもあります。そういうことも考えながら、今の産業振興と環境政策のバランス、これをよく見て、そして国の対応も見ながら、条例の規定についてもどういうふうに対応していけばいいのか検討したいと思います。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

法律の上に条例を上乗せしてあって、もしこの条例がなかったら健康被害が出ていたかどうかというような検証も必要かなと思うんですね。

決して住民の健康を守る法律と条例がなければいいということを行っているんじゃなくて、片やそれによって産業振興が遅れているという現状、今、知事が言われたような両方のバランスをどうとっていくかだと思います。ぜひ、いろんな検証をされて、部長の答弁で平成28年度中に環境省が一定の方向を示すだろうと思われるということで、国から方向が示されたときに、非常に関連の深い条例をつくってあるわけですから、間髪入れず対応できるような体制をお願いしたいと思います。

朝、テレビで星占いをやっています、私、ふたご座なんですけれども、今日は12番中10番目で余り運勢がよくなかったんですが、答えを急がずに冷静に判断とメッセージが出ていたので、この件はこのぐらいにしておかんといかんという暗示だということで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、三重県が管理する橋梁の長寿命化について。

前段、国への提言・提案を紹介いたします。このような表紙で（現物を示す）三重県からは国への提言・提案がなされております。

今月の6日、7日、三重県から19の府と省庁、いわゆる国に向け、提言・提案を行いました。そのうちの一つに安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの強化という項目があります。東紀州地域では南海トラフ地震に伴う津波により国道42号の約7割が浸水することが予想されており、甚大な災害発生時の救助救援活動や復旧、復興支援の基盤となる命の道として、高規格幹線道路の整備が必要であり、このところは先日の大久保孝栄議員もこの話をされておみえになりました。そして、県北部、中部地域では依然として、東名阪自動車道、国道1号や23号などで交通渋滞が多発し、県内外との迅速かつ円滑な物流に大きな支障を来しています。集積する産業や魅力ある観光など、地域の力を生かした三重づくりを支える高規格幹線道路及び国直轄道路の整備が必要だと書かれております。

また、伊勢志摩サミットの効果を生かし、観光客を県内各地に誘導し、サミット効果を県全体の活性化につなげるため、そして、三重とこわか国体及び全国障害者スポーツ大会開催に向けて、県内外から各会場への参加者や来場者の利便性を向上させるため、高規格幹線道路及び国直轄道路の整備が必要です。

このような内容で国に向けた予算提案、提言を行いました。具体的な路線名は、熊野尾鷲道路、東海環状自動車道、新名神高速道路、北勢バイパス、中勢バイパス等であります。一日も早い実現を望むところであります。

また、一方で、既に建設が済んでいる、供用が済んでいる既存の県管理の道路橋等の維持補修にも莫大な費用が必要であります。そのための点検と修繕に、これは道路そのものではなくて橋とかトンネルとかの部分を言いますが、毎年約16億円が必要であると国への提言・提案の中に記されております。今回は橋梁等の点検についてお伺いをいたします。

平成25年の道路法改正を受け、平成26年7月より道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果と

してその健全性を4段階で診断することになりました。橋梁の点検はこのような近接目視ですから、（パネルを示す）人が自分の目で近くへ行って、このパネルの写真を見ますと余り自動車は走っていませんから、こういう道路の、橋の上から、車を置いて橋の下を見ると、アームをおろして見るということが可能なんだろうが、交通量が多いところではこれは難しいんじゃないかなと思いますが、このような形で近接目視を行っております。

その橋の裏側、今の写真の続きですが、（パネルを示す）このような形で近接目視を、人が近づいて直接見ていると。それから、さらにもう少し近づいてみると、（パネルを示す）このような感じでやっているということでありませう。

そして、今のような橋の上からアームをおろすようなことができないところなどは足場を組んでやりますが、（パネルを示す）これはたまたま橋の塗装のやり直しをやる時に足場を組みましたから、わざわざ点検のために組まなくて、塗装をしたときにその足場を利用して点検をしたと、そういう橋であります。

5年に1度ということは、5年間に全ての対象施設を点検しなければならないということです。その数は、橋梁4216、トンネル、これは三重県の県管理の部分ですが126、横断歩道橋101、シェッド20、シェッドって余り聞きなれん言葉ですけども、急傾斜の下に道路があるときに上から岩とかが落ちてくるのを防ぐのにコンクリートで枠がつくってあり、そのことをいうようです。その他、大型カルバート、門型標識を合わせて、合計約4500あります。

平成26年度に点検したその数は、橋梁721、トンネル96、横断歩道橋101、シェッド14、合計932。点検をしなければならない約4500のうちの21%を1年間でしたことになります。横断歩道橋は101のうち101全部が点検されていますが、橋梁は4216のうち721と、17%が点検済みです。

平成26年4月の時点で建設後50年を迎える橋梁が1231あります。点検結果は4段階ですと言いましたが、4段階のうち、ローマ数字であらわしますが、安全性に問題がないほうからⅠ、Ⅱは問題はないが、軽微な変状、ひび

割れがあるということです。Ⅲはおおむね5年以内に一部の修繕を要するもの、Ⅳは走行性、安全性に問題がある施設ということです。Ⅳは、走行性、安全性の問題があるという診断がされたら、そこは直ちに修繕の必要があるということになります。

平成26年度に点検済みの721の橋梁のうち、安全性に問題があるⅣはありませんでした。Ⅲのおおむね5年以内に一部の修繕が必要な橋梁、一部の修繕が必要という意味は、かけ直しまではしなくていいけれどもという意味です。平成26年度に点検済みの721の橋梁のうち、8%、54の橋梁が点検結果Ⅲに当たりますので、5年以内の修繕の計画を立てなければなりません。

約4500の三重県管理の橋梁、トンネル等をできるだけ、できる限り長く使おうと、三重県橋梁長寿命化修繕計画が策定されております。三重県が管理する4216の橋梁のうち、建設後50年以上経過した橋梁は、先ほども申し上げましたけれども、平成26年4月の時点で1231あり、その20年後には2779まで増加します。計画の目的は、従来の事後的な修繕やかけかえではなくて、予防的な修繕と計画的なかけかえへと転換し、橋梁の長寿命化と費用の削減を図りつつ、安全性を確保しようとするものであります。

点検の計画、執行、その点検結果に基づく修繕を計画的に行うことにより、県民はもとより、三重県を訪れた県外の方たちの安全を守ることができます。

そこで、三重県橋梁長寿命化修繕計画の考え方を改めて御紹介いただき、計画的な点検、修繕が行われているのか、また、多額の費用を必要とすることから、費用の考え方も合わせた計画になっているのかを御説明ください。よろしくお願いします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） 三重県橋梁長寿命化修繕計画についてお答えをさせていただきます。

今後、老朽化が進む橋梁が増加する中、損傷が深刻化した後の事後修繕では維持管理費用が膨大となることから、事前に修繕する予防保全に維持管理

の考え方を転換し、大規模修繕や橋梁のかけかえを計画的に行い、現状の予算の範囲内で現状のサービス水準を確保するため、三重県橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。

また、平成26年度の道路法の改正により、国の技術基準では、5年に1度の点検を義務づけ、点検の結果、健全性Ⅲと判定された早期に修繕が必要な橋梁については、次の点検までに修繕を完了することとしております。平成26年度、27年度に三重県が実施した橋梁の点検結果で健全性Ⅲと判定された橋梁は、先ほど御紹介がありましたが、平成26年度では54橋、27年度では56橋があり、これら110橋につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検後5年間に修繕を完了してまいります。

引き続き、橋梁長寿命化修繕計画により5年サイクルで全ての県管理橋梁の点検、修繕等を繰り返し行い、適切な維持管理を行ってまいります。なお、この点検結果につきましては、ホームページ等で公表しているところでございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

今、橋梁の建設技術も年々よくなっていっているだろうと思いますので、人間もだんだんと寿命が延びていくと、それとよく似たもので、元気で長生きをどうやってさせていこうかというのがこの計画の趣旨かなと思っております。特に、事後的な修繕じゃなくて予防的な修繕って、本当に肉体とよく似ているところかなと思いますので、しっかりと点検、修繕をお願いしたいと思います。

次に、お尋ねをいたしますが、国土交通省がインフラ長寿命化計画なるものを出しております。（資料を示す）IT等を活用したインフラ点検、システムの構築という項目がこの中にございまして、インフラ情報のデータベース化を推進し、センサーやロボット、非破壊検査技術等による点検、補修の信頼性、経済性が実証できたところから、これらの新技術を導入すると、整備の推進により、人の手に頼るだけではなく、インフラ情報を地理空間情報

として統合運用することにより、モニタリング技術の高度化、ロボットによる点検、補修技術の開発により、効率的、効果的なインフラの維持管理や更新を目指す。

何を言っているのかというと、先進技術である機械とか、ロボットとか、カメラとか、ドローンとかもそのうちの一つですけれども、先進技術を使って点検等をして、その記録をデータで残そうという取組が実験的に行われております。それがこの中に記されておるんですが、（資料を示す）国土交通省が平成26年に公募において、民間企業や大学等から応募のあった技術について、次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会を立ち上げております。その審議を経て現場検証技術を決定と、国土交通省の資料にそう記されております。

現在、橋梁の全部の箇所を近接目視、人間が近づいて目で見るという近接目視が国の法令によって義務づけられており、現時点でこれを変えることはできないことは承知をしておりますが、将来的にロボット等の新技術を導入することにより、問題がある箇所と問題のない箇所を、人間が近づいて目視する前に仕分けることができる。ひび割れ等を座標で残すことができる。座標で残せるということは、例えばひび割れに変化がなくても、橋梁そのものが仮にずれていたとしたら、その変調を見つけることができる。そして、その記録をデータとして保存できるというメリットがあります。

先ほども申し上げましたけれども、信頼性と経済性が実証できないと導入に踏み切れませんが、県管理の橋梁等にIT新技術を導入することについてはどういうふうにお考えでしょうか。御所見を伺います。

○県土整備部長（水谷優兆） 県管理の橋梁の点検に新技術を導入していくべきではないかとの御提案をいただきました。

橋梁の点検につきましては、御紹介があったように、近接目視で行うことと国土交通省は規定をしております。そのため、近接目視にかえて別の手段で点検を行うことが、現在においては認められていない状況でございます。

しかし、議員からの御指摘もありましたように、点検作業の効率性、安全

性を考えますと、ロボット等の新技術の導入は有効な手段であると考えております。今後、新技術による点検方法が確立され、国において点検方法が見直された際には、三重県としても積極的に新技術の導入に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

これも国土交通省が次の時代の技術の投資効果というのを研究していて、まだそこまで、それが確立してそちらでいこうということになっていないので、当然そのようなお答えのとおりなんですけれども、研究が進んで、信頼性、経済性が担保されたら、これも間髪入れずに導入できるような準備も考えておいていただければありがたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

在宅医療のICT活用についてという通告をいたしました。

まず、先ほどは杉本議員が在宅医療の看護師の分野でのお話をされましたが、違う角度からお尋ねをしてみたいです。

まず、終末期の在宅医療についてのお話をさせていただきます。

平成26年3月、終末期医療に関する意識調査等検討会が人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書を出し、人生の最終段階を過ごしたい場所というのを尋ねたところ、居宅と答えた人の割合は、一般国民で71.7%、医師で87.7%、看護職員で92.0%、介護職員で85.7%と、非常に高い結果が出ております。前提条件は、末期がんではあるが、食事はとれ、痛みもなく、意識や判断力は健康なときと同様の場合という条件です。人生の最期を穏やかに住みなれた自宅で迎えたいという方が多いことをあらわしています。

ところが、現実には、平成25年人口動態調査には次のようなグラフが載っております。（パネルを示す）このグラフですが、1951年以降、2011年までの死亡場所の推移です。1951年はざっくりと、自宅での死亡が9割、病院での死亡が1割、1975年に大体半分半分、2011年には自宅2割、病院8割になり

ます。先ほど紹介いたしました終末期医療に関する意識調査等検討会の意識調査報告書では自宅で人生の最期を迎えることを希望する方が非常に多いにもかかわらず、死亡場所は逆の傾向を示しています。この傾向のまま推移していくことによる社会的課題はどこにあるのでしょうか。

もう一つのグラフを紹介します。（パネルを示す）近年の全国の死亡者数は126万人ほどで、団塊の世代が70代半ばを超え始めるのは2025年ごろ、死亡者数のピークは2040年で、予想ですけれども、167万人とも言われております。このグラフがそれをあらわしております。

このピークに合わせた病院の整備、ベッド数の増床は、その後の世代に大きく負担となることは間違いないと思います。ピークを迎えるところから必要なベッド数は減少していきます。これが死亡場所の自宅2割に病院8割の傾向のまま推移した場合の社会的問題ではありますが、多くの方が自宅での人生の最後を望んでいるにもかかわらず、真逆の傾向にあります。

NHKの連続テレビ小説で2015年度下半期に放送された「あさが来た」というのを御存じかと思いますが、平均視聴率は23.5%で、連続テレビ小説としては今世紀最高の視聴率を記録しましたので御存じの方は多いと思うんですよね。加野屋という両替商に嫁いだあさの話です。物語の後半、あさの夫新次郎の体の異変に気づいたあさは、病院に行くよう懇願します。あさは、余命幾ばくもないと診断された新次郎との時間を過ごすため、実業家を引退して夫婦で穏やかな日々を送ることを選択します。やがて、新次郎は突然倒れ、危篤に陥ります。そこはもちろん自宅の畳の上です。その周りには家族が集まり、思いの全てを伝えた後、妻であるあさと二人きりになり、いつもそばにいたいと言い残してこの世を去りました。もう一つ印象的なせりふが、娘である千代のおかげで華やいだ人生だったと言い残します。

これが現代ならどうでしょうということなのですが、倒れた瞬間119番で救急車を呼んで、救急隊員が駆けつけ、ストレッチャーに乗せられ、点滴のチューブにつながれ、病院に着くなりICU、そこで意識もないまま何日も、ひょっとしたら何か月も何年もいるかもわかりません。一人ひとりの希望と

社会的な課題から、答えは明らかであると思いますが、在宅医療推進の必要性についてのお考えをお聞かせください。よろしくをお願いします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 在宅医療体制につきましてお答えいたします。

県民の方々が住みなれた地域で安心して暮らしていただき、また、場合によってはその地域で生を全うしていただくことができるようにするためには、病床の機能分化・連携を図りながら、各地域におきまして在宅医療体制の整備などを進めていく必要があると考えておりまして、いわゆる施設完結型の医療から地域完結型への医療体制の移行を進めていくことが重要でございます。

在宅医療の推進につきましては、先ほど杉本議員からも御紹介がございましたように、先日開催いたしました三重県在宅医療推進懇話会の中で、体制整備において必要な項目、これから成る一定の枠組み、フレームワークと呼んでおりますけれども、これにつきましておおむね合意を得たところでございまして、県といたしましては今後、このフレームワークに基づきまして、各地域の実情も把握しながら全県的な体制整備を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 同じ認識でおっていただくと考えております。

厚生労働省の人口動態調査の資料というのがございまして、三重県内の市町の在宅死亡者数を平成17年と22年で比較した三重県内の29市町別に書いてありまして、県全体は、在宅での死亡者数はほぼ同じ割合で、0.9ポイント在宅が伸びているんです。平成17年に16.7%だったのが、22年に17.6%、16.7から17.6で0.9ポイント。伸びているところが網かけになっていて、四日市市、菰野町、川越町、南伊勢町、紀宝町と、この五つなんですけれども、私は四日市市に住んでおりますから四日市市の事情から言うと、在宅医療を

進める先生が頑張っていた結果がこれにあらわれているのかなと思うんですが、特に石賀先生に頑張っていたので、石賀先生の頑張りがこの数字に出ているのだらうと思われま。

社会的な課題からも、それから、個々人もそのようなことを望んでいるという数字が出ておりますので、ぜひこちらに向かうような施策、政策をお願いしてまいりたいと思います。

ただ、その病状にもよるんでしょうが、やっぱり家族の理解と協力が必要でありますので、そこが大きなネックになってくるような気もいたしますけれども、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

次に、終末期以外で在宅で療養することもあるわけで、それをするためにICT技術の活用を進めていただきたいと思い、お尋ねをいたします。

まず、三重安心医療ネットワークについて少し説明をいたします。

これは、三重県内の複数の医療機関で、個人情報を保護し、患者から同意を得た上で、インターネット回線を用い、医療情報を共有するシステムです。

薬の処方、血液検査の結果、レントゲンやCTなどの画像情報とレポートなどが異なる病院間で共有されます。現在では県下17病院が参加し、お互いの施設に保存されている医療情報を閲覧することが可能です。

また、245施設のかかりつけの先生方にも参加していただいております、今後も連携施設の拡大を予定しております。

このシステムにより、連携拠点病院間では、お互いの施設の医療情報を共有することで一貫した医療が可能になり、重複した薬の処方、検査を防ぐことができ、効率化につながります。インターネットを用いた情報のやりとりは、フィルムレス、フィルムレスってフィルムを使わないということですけど、での紹介を可能にします。遠方の患者にとっては、最寄りの拠点病院で定期健診を受けられた後、近くのかかりつけの先生のところで診療していただけますので、連携拠点病院での待ち時間の短縮にもつながります。そして、より安心・安全な医療の提供へとつながります。このようにホームページで説明がされております。

医療患者の情報は三重安心医療ネットワークにより確立されておりますので、厚生労働省が進める地域包括ケアシステムの目的である高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援により、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、市町を超えて医療・介護情報を一元化したシステムを全県下で構築することが必須であります。そこに向かうには県が県内の市町を指導するの必要を感じますが、いかがでしょうか。

医療患者の情報と、介護事業の利用者の情報を抱き合わせてリンクさせている取組が四日市医師会と四日市市が協働で行っているID-Linkです。既につくられている市町の独自のシステムとの関連づけの可能性も含め、御所見をお聞かせください。お願いします。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 先ほど御説明いたしました在宅医療のフレームワークでございますが、その構成要素の一つに関係者間の情報共有という項目として挙げておまして、例えばICTの活用も含めまして、地域の実情に合った手法で進めていくことが必要であると考えております。

今、御紹介いただきました三重医療安心ネットワークにつきましては、ID-Linkという仕組みを採用しておまして、当初はがんの診療に関する情報共有を目的としてスタートしたものでございますが、現時点ではがんにとどまらず、多くの診療科で活用されてございます。

そして、その活用に当たりますと、情報の互換性が重要と考えております。病院から退院された方が、その病院と違う地域に仮に御自宅があったとしても、システムが違ってもちゃんと診療情報が共有されるということが重要と考えておまして、県が各地域の事業に補助する場合には、今申し上げましたID-Linkとの互換性を条件として行っておりまして、生活圏を超えた地域での診療情報の共有が図れるようにしております。

県といたしましては、今後も今のような形で同ネットワークシステムの整備拡充に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ID-Linkというソフトを使って、その互換性というお話で、生活圏を超えて情報を共有して、県が補助をしていく、もう補助の仕組みはあるんですか。そして、あるけれども、今、どうです、29市町で既に情報共有が済んでいるところはどれぐらいありますか。教えていただけますか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 仕組みといたしましては、地域医療介護総合確保基金がございまして、2分の1の補助をさせていただいております。その条件として、ID-Link、ソフトとの互換性を要件としております。

今、御紹介いただきました四日市市も含めて、幾つかシステムを整備させていただいていると承知しておりますが、済みません、ちょっと数については今持ち合わせておりませんので、お答えできません。

以上です。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 29市町あって、特に小さい自治体の住民ほど隣の自治体に行く可能性が高いので、そのほうが急がれるんじゃないかと、私、思うんですけれども、ぜひ、全県下できちっとしたシステムが構築されるように、三重県主導でお進めいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

では、最後、四つ目に、三重とこわか国体の準備体制についてお尋ねをいたします。

伊勢志摩サミットも無事終わり、次の三重県のイベントは、来年の全国菓子大博覧会、その次は、全国高等学校総合体育大会に国民体育大会と全国障害者スポーツ大会です。そのうちの第76回国民体育大会三重とこわか国体の準備体制についてお尋ねいたします。

過去70回の国体での天皇杯、皇后杯は、昭和39年の第19回大会以降、天皇杯は開催県が、皇后杯のほとんどは開催県がとれておりますけれども、とこ

ろどころ東京にとられております。ただ一つ例外は、平成14年第57回大会の高知国体は、天皇杯、皇后杯とも東京都が獲得しております。

三重とこわか国体において三重県の実皇杯、皇后杯を絶対に勝ち取る、勝ちに行くんだという意気込みのほどを、まず、お聞かせください。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） 三重とこわか国体に向けた天皇杯、皇后杯を勝ち取る意気込みということでございますので、答弁をさせていただきます。

三重とこわか国体へ向けた本県競技力の向上については、平成25年5月に三重県競技力向上対策本部を設立し、三重県競技力向上対策基本方針を策定いたしております。この方針の中で、天皇杯、皇后杯の獲得を目指すとともに、大会終了後も安定した競技力の確保を目標に定め、計画的に取組を進めておるところでございます。

これまで、平成25年度から27年度までの3年間を基盤・体制づくり期として取組を進めてきた結果、昨年の和歌山国体で男女総合成績27位となり、目標の20位台を確保することができました。

去る4月18日に開催いたしました知事を本部長といたします競技力向上対策本部会議において、平成28年度から30年度までの3カ年を育成期と位置づけいたしまして、男女総合成績10位台の獲得を目標としたところでございます。

この目標は挑戦的な目標ではございますが、三重とこわか国体で天皇杯、皇后杯を獲得するためには通らなければならない道であると考えております。今後も引き続き、チームみえが一丸となって、目標の達成に向けて取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 勝ちに行くという決意をお聞かせいただきました。

平成24年1月の内々定以来、第76回国民体育大会三重県準備委員会とか三

重県競技力向上対策本部を立ち上げて進めてこられております。

選手とか指導者の育成、選手や指導者の就職先のあっせん、それから、スポーツ推進局の体制の強化、三重県挙げてのおもてなし、それから、私のこだわりですけれども、開会式の選手団の態度について経過や考え方を教えていただきたいと思いますが、お答えをいただくポイントは、選手の育成については、県内で優秀な選手が育っても、県外の大学や企業に行かれないように、どうするのか。働き場所として三重県内での採用をどうするのか。また、採用については、三重県内の企業への採用の働きかけとか、県での採用も含めて、それから市町への採用もどう協力を求めていくのか。伊勢志摩サミットに引き続き三重県をアピールする絶好のチャンスでありますから、どうやってオール三重で来県者のおもてなしをするのか。開会式の選手団の態度については、近年のオリンピックの行進を見ていると、お行儀の悪い行進を見かけます。列はばらばらで、カメラを片手に話しながら歩いているのを見かけます。甲子園の入場行進は非常にすがすがしい。日本らしい入場行進を期待しますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いします。

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） 3点について、順次御答弁を申し上げます。

まず、競技力向上の対策でございますが、これまで、中学校、高等学校、大学の運動部、企業・クラブチーム等に対する強化指定による選手の育成、強化であるとか、あるいはチームの育成や強化を目的として、スポーツ指導員、特別コーチの配置など、指導者の養成にも努めてきたところでございます。

先ほど議員も御指摘をいただきましたように、こうした取組をしても、県内の高校で活躍したアスリートが、卒業後は、その多くは県外の大学等に出ていってしまうという現実是我々も把握もしておりますし、これにつきましては、こうした活躍した選手が、今度は県内へ戻ってこれるような、そういう受け皿づくりが必要であると、こういったことで、現在、公益財団法人三重県体育協会とも連携をいたしまして、県内の企業、事業所へのトップアス

リートの就職支援に取り組んでおるということでございます。

あわせて、県の行政職における採用につきましても関係部局と検討を進めるとともに、市町に対しても働きかけを行うということで、官民一体になって、こうした人材の確保の取組について検討をしていきたいと考えておるところでございます。

2点目のおもてなしの部分でございますが、三重とこわか国体の開催基本構想では、おもてなしの心を形にする国体を大きな柱として位置づけをしております。県内各地の全選手の活躍はもとより、選手や応援にみえた皆さんが、三重の食や自然、伝統文化に触れ、地域の皆さんとの温かい心のつながりを感じていただけるような機会づくりを、市町、関係団体とともに目指していきたいというふうに思っておるところでございます。

全国から集う選手の皆さんをはじめ、県内外の皆さんが三重に愛着を感じ、何度も三重を訪れてみたいと思っただけのようなおもてなしに努めていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、続いて、入場行進の部分でございますが、実は私も昨年の和歌山国体では、選手団の一員として総合開会式に参加をさせていただいております。

選手の皆さんは、緊張感を持ちながらも三重県代表の自覚を持って、整然と行進をしていたというふうに思っております。また、観客の手拍子を受けながらの行進は、開催県の県民の皆さんのおもてなしの心を感じることもでき、競技に臨む決意を新たにしたところでございます。

本年は、岩手県において、希望郷いわて国体が開催されます。三重県代表としての誇りを胸に、チームみえとして一丸となった入場行進になるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 勝ちに行くのも難しいですけど、今お答えいただいた中で採用のところも難しいなと思うんです。

選手としては一流でも、企業マンとしてとか自治体職員として一流かどうかはまた別の問題なので、勝ったから採用って、そんなわけにもいかないと思いますので、そこら辺はよく御検討とか、いろんな工夫とか、マッチングとか、考えていただきたいなと思います。

それから、最後に、先ほどの国に向けた提言・提案の中にも国体の運営費等々のことが記されております。国体開催に係る運営経費の支援を求めています。国体は、国、公益財団法人日本体育協会、開催県の3者共催ですが、開催県では、国体運営、それから競技役員の養成並びに施設の整備など、大きな財政負担が生じています。

国は開催県に対し、式典及び競技運営の経費を補助しておりますが、十分ではありません。市町村においても開催経費や施設整備などの負担が発生しております。このような経費に向けての財政支援を求めていますけれども、国からの財政支援の見込み、どれぐらい期待できるのかを教えてくださいませんか。

○議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） 国からの国体開催に向けての財政支援ということでございますが、県内の会場地となる市町からも要望をいただいております。そうしたことで、先般、今月6日に国や公益財団法人日本体育協会を訪問して、必要な予算の確保の働きかけを行ったというところでございまして、今後こうした要望も続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、先催県の情報によりますと、国のほうからは4億円程度が、そして、公益財団法人日本体育協会のほうからは1000万円程度の交付金が、開催都道府県へ交付されると伺っております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） どこもかしこも財政的には厳しいですけど、何とか国体、おもてなしも含めた成功ですけれども、勝ちに行くという意気込みを示して

いただきましたので、開催県の誇りをかけて勝ちに行っていただきたいと思
いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。24番 森野真治
議員。

〔24番 森野真治議員登壇・拍手〕

○24番（森野真治） 皆さん、こんにちは。新政みえ所属、伊賀市選出の森野
真治でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質
問をさせていただきます。

まず一つ目に、投票率向上に向けた取組についてお聞きをいたします。

間もなく選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて初めての選挙が行われま
すが、近年、県内の投票率は下落を続けており、平成27年執行三重県議会議
員選挙では49.60%と、50%を割り込みました。そこで、投票率向上に向け
た取組についてお伺いいたします。

初めに、啓発活動についてお伺いいたします。

投票率向上に向けた取組の一つに啓発活動が挙げられます。平成23年度か

ら平成27年度に行われた国政選挙及び統一地方選挙のための臨時の啓発活動費は1800万円前後で一定していましたが、年間を通じて行われている常時啓発費は、平成23年度の約422万円から年々減少し、27年度には288万円にまで減少しています。

そこで、お伺いいたします。

臨時及び常時啓発での具体的な取組内容はどのようになっているのでしょうか。

〔宮崎慶一選挙管理委員会委員長登壇〕

○選挙管理委員会委員長（宮崎慶一） 選挙のための啓発活動についてお伺いしていただきました。

選挙に関する啓発というのが、いわゆる常時啓発と、それから選挙時啓発とがございまして、それぞれ時期に応じまして周知すべき内容があるということです。

まず、常時啓発でございすけれども、これは、年度を通じまして、政治や選挙の意義とか重要性、選挙制度の内容等について繰り返しお伝えすることによりまして、主権者として必要な知識を深めていただくことを目的に行っております。

内容としましては、県明るい選挙推進連合会と連携しました研修会を開催するとともに、毎年12月なんですけれども、明るい選挙推進強調月間というのを定めまして、各市町と連携した啓発活動を行っております。

また、小・中学校と連携いたしまして、各市町が選挙で使用します投票箱等をお借りしまして、実際に近い雰囲気、児童会、それから生徒会選挙を行うなど、学校におけます主権者教育の推進を図っております。

さらに、満18歳以上への選挙権年齢の引き下げに伴いまして、高等学校での出前授業、それから、模擬投票によりまして政治、選挙に関する学習を支援してございまして、平成27年度では既に県内13校で実施いたしました。

それから、選挙時の啓発に関してでございますけれども、この選挙時啓発は、国とか県の選挙の選挙期日までの間に、選挙の期日とか投票の方法等を

有権者にお伝えするとともに、棄権防止とか投票総参加を呼びかけることを目的に行っております。

内容としましては、より多くの有権者の方に選挙の期日や投票方法等をお知らせするために、新聞広告とか、地上波及びケーブルテレビ、ラジオ、地元情報誌などのメディアを用いて啓発をしまして、また、駅とか大型商業施設等、多くの有権者の方が集まる場所で啓発物品を配布するという街頭啓発を行っております。

また、県庁舎等の公共施設でも、懸垂幕、それから啓発ポスターの掲示とか、来庁者に向けました啓発アナウンスも実施しております。

これらの啓発活動の効果でございますけれども、平成25年の参議院選挙区選出議員選挙の県投票率が57.82%で、全国平均より5.21ポイント高くなっておりまして、全国的には4位でございます。それから、平成26年の衆議院小選挙区選出議員選挙の県投票率が56.20%、全国平均より3.54ポイント高くなっておりまして、これは全国で7位になります。

今後の方向でございますけれども、今回の参議院議員通常選挙から、県選挙管理委員会のツイッターといったSNS等の媒体を用いた情報発信など、若者の目線に合った取組を進めてまいります。

いずれにしましても、県選挙管理委員会として、1人でも多くの方に選挙に関心を持っていただきまして、1票を投じていただきますよう、引き続き効果的な啓発を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） ありがとうございます。

次に、共通投票所の設置についてお伺いをさせていただきます。

共通投票所は、投票率向上の方策を検討する総務省の研究会が昨年提言し、4月に成立した改正公職選挙法で設置が可能になりました。また、これまでから、期日前投票所として指定投票所以外で投票可能な投票所が設けられています。先日の新聞記事には、島根県浜田市が移動投票車による期日前投票

所を設置すると報じられていました。いずれも投票率の向上に向けた取組ですが、今回の参議院議員選挙における県内の共通投票所等の設置の取組について、どのような予定になっているのか、お伺いいたします。

また、三重大学に、7月4日から5日の2日間、期日前投票所を設置するという記事が出ていましたが、これは津市が設置するため、津市民のみが対象になると思われます。三重大学には県内各地から学生が通学しており、県内市町共通の投票所が設置できればさらなる投票率の向上が見込められると思いますが、設置の可否と御所見をお伺いいたします。

さらに、大学に設置できるのであれば、高等学校等にも設置することを検討すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

〔宮寄慶一選挙管理委員会委員長登壇〕

○選挙管理委員会委員長（宮寄慶一） 共通投票所に関してでございます。

共通投票所、先ほど議員からも御説明いただきましたように、本年4月の公職選挙法の改正によりまして設置が可能となったものでございます。これまで、選挙期日に有権者が属しております投票区に設置される投票所のみで投票ができることとなっておりましたけれども、来月予定の参議院議員通常選挙からは、選挙人にとって利便性の高い、例えば駅とか大規模商業施設等に共通投票所を設けまして、当該市町村の区域内の全ての有権者が投票できるということになったわけなんです。

この設置状況でございますけれども、当県における共通投票所につきましては、来月予定の参議院議員通常選挙では、設置のための準備期間の不足等の点から、29市町の全てで設置が見送られているところでございます。なお、全国的にも、北海道函館市等の4市町で設置するというにとどまっていると聞いております。

期日前投票所のことでございますけれども、選挙当日に仕事、旅行等の理由によりまして投票できない方が、選挙期日の公示または告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間に、選挙人名簿に登録されている市町で投票できますように、各市町の選挙管理委員会において1カ所以上設置するというも

のでございます。

この期日前投票所の設置状況でございます。

当県におきましては、期日前投票所については市役所とか町役場等の公共施設に設けられることがほとんどでございましたけれども、昨年4月の知事選挙、それから県議会議員選挙におきまして、鈴鹿市で大型商業施設に初めて設置されたわけなんです。さらに、先ほど議員からも御説明がありましたように、来月予定の参議院議員通常選挙におきましては津市の三重大学及び大型商業施設に設置されることが決定したところでございまして、なお、全国的に、大学、大型商業施設以外にも、駅構内や高等学校への設置も進められていると聞いております。

移動投票所のことでございますけれども、投票箱をワゴン車等に載せて期日前投票所として自治体内の各地区を巡回するというので、投票所の統廃合が進んだ地域におきまして、投票機会の確保の新しい取組として注目されているところでございます。

移動投票所の設置状況でございますけれども、当県におきまして、移動投票所につきましては、現時点で導入を予定している市町はございませんでして、全国的には、先ほどのお話のように、島根県浜田市で取組を進めていると聞いております。

設置に向けた我々の検討でございますが、高等学校への期日前投票所の設置につきましては、初めての選挙を自分の学校で迎えるという記念碑的な意味合いもございまして、その後の投票行動に非常に効果が期待できますことから、各市町選挙管理委員会に対しまして、他県の設置の事例とか、その際の工夫等、取組を加速できるような情報を提供しまして、検討が進められるよう提案していく予定でございます。

同様に、移動投票所の設置につきましても、有権者の投票機会の確保の点で有効と思われますので、その運用方法、それから費用面等、各市町選挙管理委員会に対しまして積極的に情報提供を行ってまいります。

また、三重大学におきまして、複数の市町選挙管理委員会が共通で期日前

投票所を設置するという点に関しましては、職員の配置とか費用といった課題に加えまして、現行法上、投票を行うに当たっては選挙人名簿との対照を行う必要がございます、期日前投票所をネットワークでつなぐといった対策を講じる必要があるなど、多くの課題が考えられております。

今後、他団体の状況に注視しつつ、投票環境の向上に資する取組としまして、これらの課題について国に対し提案等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

[24番 森野真治議員登壇]

○24番（森野真治） 三重県内では、高校の投票所のほうは今のところはないということでございました。お話にありましてとおり、1回目の投票は本日に重要だというふうに思っております。県民の政治に対する関心のバロメーターと言うべき投票率の向上に向けて、ぜひ引き続いてお願いを申し上げたいと思いますし、学校のほうからも、ぜひとも市町のほうに働きかけをよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、熊本地震を踏まえた危機管理体制についてお伺いをさせていただきます。

4月14日以降発生している熊本地域を中心とした大地震により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。現在も120カ所余りの避難所で6000人以上の方々が不自由な生活を送られており、一日も早い復興を願ってやみません。

私も微力ながら、5月23日から26日にかけて、熊本県へ災害ボランティアに行かせていただき、現地の惨状を目の当たりにいたしました。地震の恐ろしさを改めて感じさせられるとともに、防災・減災対策や、災害発生後の準備を事前に行っておく事前復興の重要性について考えさせられました。

まず初めに、食料備蓄についてお伺いいたします。

6月8日の読売新聞に、47都道府県と20政令市の公的備蓄についてのアンケート結果の記事が掲載されておりました。この調査は、避難所などの食料難

が問題になった熊本地震を受け、読売新聞がアンケート形式で5月に調査したもので、国は各家庭や自治体に対し、輸送状況の悪化が想定される首都直下型地震に備えて3日分程度、津波で被災地の孤立の可能性がある南海トラフ巨大地震では7日分程度の備蓄をそれぞれ推奨していることから、食料の備蓄目標について聞いたとのことでした。

それによりますと、目標の日数が最も長かったのは3日分で、東日本大震災で被災した岩手県、宮城県や、阪神・淡路大震災で被災した兵庫県、近くでは和歌山県など21自治体、2日分が滋賀県など6自治体、1日超から2日未満が愛知県、静岡県、大阪府など9自治体、1日分が岐阜県、京都府など18自治体、三重県など11自治体は回答なしとなっています。

また、記事の最後には、熊本地震では発生から2日間で各自治体の備蓄が底をついた、調査に答えた自治体の多くは備蓄のあり方を再検討するとしていると書かれています。

前回、この場で本県の食料備蓄についてお聞きした際に、県職員分以外は県としては備蓄しないとのことでしたが、これを機に見直す考えがごありか、お伺いいたします。

[福井敏人防災対策部長登壇]

○防災対策部長（福井敏人） 食料備蓄についてお答えをいたします。

災害時の備蓄、調達の基本的な考え方といたしましては、自助、共助の考え方に基づきまして、住民の方々に少なくとも3日分の食料を備蓄していただくことを基本とし、その備蓄を補完するものとして、行政が担う公的備蓄があると考えております。このため、市町とともに食料備蓄の啓発を行いますとともに、住民に最も近い基礎自治体であります市町が中心となって、必要な物資の備蓄を行っていただいているところであります。

また、広域調整の役割を担います県は、県内市町間の物資支援の調整でありますとか、民間事業者との協定に基づく流通備蓄による支援を行うことを基本として考えております。

さらに、大規模な地震等によりまして広域的に被災した場合には、住民や

市町の備蓄に加えまして、国からのいわゆるプッシュ型支援や他県からの広域支援による救援物資が届けられるという仕組みとなっております。

県では、こうした多様な手段を確保するとともに、協定を締結しております民間事業者や関係機関と訓練や情報共有を図りながら、確実に物資が被災地に届けられるような仕組みづくりを検討していきます。

また、公的備蓄のあり方につきましては、熊本地震の課題を踏まえながら、物量的に自治体がどの程度をカバーしていくのか、また、県と市町がどのように役割分担をしていくのかなどにつきまして、市町とともに検討したいと考えております。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 先ほど御紹介したとおり、他県とか、既に被災したところは、多くは県でも備蓄をしているということですので、ぜひとも県としても前向きに備蓄について検討いただきたいというふうをお願いをさせていただきたいと思います。

次に、災害発生時の要援護者、要救護者に対する支援体制についてお伺いいたします。

用語が並びますので、フリップを見てください。（パネルを示す）

災害発生時の要援護者、要救護者に対する支援チームとして、現在、災害派遣医療チーム、DMA T、災害派遣精神医療チーム、DPAT、災害派遣福祉チーム、DCAT、災害時健康危機管理支援チーム、DHEATの四つが定義をされています。災害発生後の要救護者、要援護者に対する途切れないケアにより災害関連死ゼロを目指す上で、いずれも必要不可欠なものです。

そこで、お伺いいたします。

本県におけるこれらのチームの設置状況と熊本地震における活動状況や、未設置であれば設置予定などについて、どのようになっているのでしょうか。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 支援チームの整備状況等について御質問いただきました。私のほうから、DPAT、それからDCAT、DHEATの三つについて御答弁させていただきます。

まず、DPATでございます。

DPATにつきましては、精神科の医師、看護師、精神保健福祉士など、精神科医療に携わる多職種によりまして構成され、大規模災害等が発生した際に被災地に派遣されまして、被災により機能しなくなった精神科医療の補完、それから、被災者及び支援者の心のケアなどを行うと、そういう目的でございまして、東日本大震災の教訓から国が整備を進めてきたものでございます。

そうしたことから、本県では平成26年度から整備を開始いたしまして、平成28年3月には新たに10の精神科病院の御協力を得まして、合計11病院、19チームを整備したところでございました。

そうした中であの熊本地震が発生いたしました。本震があった4月16日に、熊本県のほうから派遣要請がありました。県のほうでは直ちに派遣を決定いたしまして、翌日には国立病院機構榊原病院チームが現地に入りまして活動を開始いたしました。その後も、派遣要請が終結したのは5月31日でございますけれども、それまでの間に6病院、八つのチームが順次現地に入りまして、被災した精神科病院の入院患者の他院への搬送、あるいは被災した方々の心のケアなどの支援を行ったということでございます。

本県では、南海トラフ地震等の大規模災害が想定されているということでございますので、現在、現地で活動したチームから意見聴取等を行いまして検証を行っているというところでございまして、それを踏まえまして、活動内容の改善、あるいはチーム数を増やしていくと、そういった体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

それから、DCATでございます。

これにつきましては、大規模災害の発生後に十分なケアを受けることができなくなった高齢者の方や、あるいは障がい者の方などの要支援者を支援す

るため、社会福祉士とか介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士などの専門職から構成され、広域的に活動する福祉支援チームでございます。

ただ、これにつきましては、東日本大震災等におきまして、福祉人材の確保が課題になった、特に自立的な活動ができる、あるいは支援体制とかが課題になったわけでございますけれども、そういうことから各地で整備が進んでいるものもございますけれども、国においては、こうした体制確保につきましては、まずは都道府県単位での支援のためのネットワーク構築、これを求めています。それから、災害福祉広域支援の体制及びチーム派遣につきましては、これは現在検討しているという段階でございます。

そういったことで、本県では編成していないということでございますけれども、4月に発生しました熊本地震におきましては、福祉避難所、これは事前に指定されていたものの、人材確保ができずに開設できなかったということがございました。そういうことで、国では広域的な調整を行いまして、登録制度というのがございますので、それを活用いたしまして、被災地域外からの支援を行ったということでございます。これにつきましては、県内の施設職員も参加しているということでございます。

こういった災害時の要援護者対策につきましては、県ではこれまで、市町による福祉避難所の指定、あるいは特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の相互応援協定の締結と、こういったことに取り組んでまいりましたし、福祉人材の確保につきましては、国が進めておりますネットワークといたしまして、既に三重県社会福祉協議会を事務局といたしまして、県社会福祉士会とか県介護福祉士会などの職能団体、あるいは社会福祉団体と、災害時における福祉支援ネットワーク協議会を平成26年2月に設置しておりまして、この3月には福祉避難所運営セミナーを開催するなど、避難所運営支援のための人材確保について検討を進めているところでございます。

そういった状況でございますけれども、熊本地震の教訓も踏まえまして、こういったネットワークの強化もしていきますが、今後、想定される大規模災害に備え、広域的な応援体制も見据えまして、まずは県内の支援体制で

ございますけれども、DCATチームの編成についても検討していきたいというふうに思っております。

最後、DHEATでございます。

これにつきましては、医師、保健師、薬剤師等の公衆衛生対策の専門家で構成されまして、大規模災害等の重大な健康危機発生時に、被災都道府県の保健所に設置されます健康危機管理組織の長による指揮調整機能を、情報収集とか分析とか連絡調整において補佐するチームでございます。

東日本大震災では、保健所をはじめとする行政機関も被災いたしました。避難所等における公衆衛生活動が円滑に行われなかったということから、これにつきましては、全国衛生部長会とか全国保健所長会等において体制の検討がされているものでございまして、現在、国のほうでは、厚生労働省と制度化に向けた協議が進められていると、そういった状況でございます。

このような中で、熊本地震では、被災地内の保健所だけではそういった健康危機管理対応が困難となったということでございますので、これは近県等からということでございますので、本県からは出しておりませんが、各県それぞれが独自に編成したDHEATの派遣を受けたというふうに聞いております。

DHEATにつきましても、国としてはその重要性を認識しておりまして、各県での配備を目指しているところでございまして、今年度からは、全国の各ブロックや国立保健医療科学院等で養成研修も始められたということでございます。そうしたことでするので、県といたしましても支援体制の構築は必要と考えておりますので、そうした養成研修にも職員を派遣する中でチームの編成についても検討してまいりたいというふうに思っております。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 続きまして、DMA T、災害派遣医療チームについて、私のほうから答弁いたします。

三重県で現在これを保有する災害拠点病院は13病院であり、活動可能なチームは21チームとなっております。

次に、熊本地震における対応でございますけれども、発災後のいわゆる急性期におけますDMATとしての派遣は行っておりませんが、その後、熊本県から全国知事会を通じての要請を受けまして、DMAT隊員を中心とした医療救護班を4月20日から5月12日まで計5班派遣いたしまして、主に阿蘇市におきまして、避難所における医療提供や病院の救急外来支援といった医療救護活動に従事いたしました。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） それぞれのチームのさらなる充実を、まだのものについては早期の設置をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、支援物資の供給体制について伺いいたします。

今回の熊本地震では、災害発生直後より全国から被災地に向けて大量に支援物資が集まる一方で、受け入れや供給体制に課題があり、必要などころへ物資が届かないという事例が多く見られたと言われます。道路の応急復旧が始まり、物流が回復するまでの最初の一、二週間に、いかに的確に被災者に必要物資を届けるかを周到に準備しておく必要があるというふうに感じました。

そこで、伺いいたします。

全国から県の集積所に支援物資が届いた際の荷おろし、仕分け、在庫管理、支給物資の積み込み、市町の集積所への配送、あるいは、市町の間集積所が使えない場合にはダイレクトに避難所へ直送するなど、相当なマンパワーやトラック等の資機材が必要になるわけですが、本県ではこれらの体制が整っているのか、伺いいたします。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 支援物資の供給体制についてお答えをいたします。

南海トラフ地震といった巨大地震が発生した場合に、物資等の支援について、国は被災自治体の要請を待たずに、御指摘のとおり、直ちに行動すると

いう、いわゆるプッシュ型支援を行うこととなっております、今回の熊本地震でもこうした支援が行われたところであります。

国によるプッシュ型支援では、大量の救援物資が県の物資拠点に届けられることから、その物資が滞留しないようにするためには、交通アクセスの容易さ、物資の受け入れや荷さばき、保管を行うためのスペースの確保のほか、物流業務の専門性が必要というふうに考えております。

このため、県では、国や他県からの救援物資を円滑に受け入れられるように、本県の北の玄関口であります東名阪自動車道四日市東インターチェンジの隣接地に北勢広域防災拠点の整備を進めておりまして、平成29年度には県内6カ所全ての広域防災拠点の整備が終了する予定でございます。

また、県と三重県トラック協会、東海倉庫協会との間で協定を締結いたしております、荷おろし、保管、仕分け、積み込み、輸送といった一連の物流業務について、専門的なノウハウを有する物流事業者の協力を得まして、対応できる体制を整備しており、各避難所への物資の輸送方法についても関係機関と検討しているところであります。

熊本地震におきましては、県から南阿蘇村に人的支援を行いまして、村の物資拠点におきまして、物資の搬入、仕分け、搬送の作業に当たってきたところであります。派遣職員からは、各避難所からの物資の注文による仕分けや、搬出、その数量管理等について、やはり役割分担をして、迅速に処理できる仕組みづくりが必要であるというふうなことも聞いております。

県では、物資輸送方法の検討や、南阿蘇村での派遣職員の経験も踏まえまして、今後、県の地域防災計画や受援計画であります三重県南海トラフ地震活動計画、これは仮称であります、この中で、被災者への物資輸送について整理をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） いま一度、資機材やマンパワーについて確認をしていたきながら整備をお願いしたいなというふうに思いますのと、当初、熊本で

は県外ボランティアの受け入れを拒否したということがありましたけれども、そういう際、当初にそういうところへ災害ボランティアを受け入れて、行政職員でなくてもできるような仕事についてお願いするようなこともぜひ検討いただきたいなというふうに思います。随分そうしていれば違ったんじゃないのかなというふうに思います。

それから、少しお話がありました避難所のニーズの把握についてですけれども、避難所には、初回の地震から本震、それ以降も続く余震によって避難する住民が増加し、避難所に入れない住民は指定避難所以外にも避難をし、サポートが受けられずに不自由な生活を余儀なくされていました。事前の想定と、避難所以外にも被災者がいるという現実の違いが対応を難しくしたと言われておりますけれども、これにより、支援物資を必要なところに必要数供給するには、ニーズの把握が大変重要だと思います。熊本地震では、避難所のニーズを把握するため、国がつくったタブレット端末を使ったシステムを運用しましたが、災害発生後2週間たってからのことでした。

そこで、お伺いいたします。

本県では、避難所等のニーズをどのように把握し、必要な物資を避難所に配付することになっているのか、お伺いいたします。

○防災対策部長（福井敏人） 議員からiPadによるニーズの把握について御紹介をいただいたところでありますが、本県では、各避難所のニーズ把握につきまして、三重県地域防災計画におきまして、県と市町の役割を整理いたしますとともに、災害発生時には通信手段が途絶えた場合も想定をいたしまして、防災行政無線等を活用して避難所のニーズに応じた物資が迅速に届けられるよう、物資調達の対応についても市町と協議をいたしているところであります。

県といたしましては、避難所のニーズ把握は重要なことであるというふうに認識をしておりますので、今後も、より早く正確に情報収集ができますよう、iPadによる避難所支援システムの活用についての検証結果も参考としながら、避難所のニーズの把握の方法について、幅広く検討をしまいい

たいと考えております。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） iPadのシステムについては、ぜひ発災直後から使えるように、ふだんから訓練に使うぐらいで準備していただきたいというふうに思います。

また、東日本大震災のときもございましたけれども、民間のサービスを用いた取組として、アマゾンジャパンとの間でほしい物リストというサービスを使った取組があります。徳島県が2014年9月に、災害発生時における支援協定を締結しているものなんですけれども、今回も熊本地震で運用されたんですが、事前に協定が結ばれていなかったもので、発災後1週間たってからということでございます。国とか行政の支援物資とはまた違うニーズに応えるものとして、こういうサービスもぜひ活用できるようにしておいていただけるといいなというふうに思いますので、これは要望としてお願いさせていただけたらと思います。

次に、仮設住宅等の早期設置についてお伺いいたします。

熊本地震では、発災後2カ月たっても仮設住宅の設置が進まないことから、仮設住宅への入居はごく一部にとどまっており、14日午後1時半現在で、熊本県内では124カ所の避難所に合わせて6211人が避難されているとのことです。2カ月間にわたり不自由な避難所生活を続けられていることを考えたとき、一日も早い仮設住宅等の設置が待たれます。

仮設住宅の設置の遅れの原因は、事務作業の混乱や用地確保の難航などが挙げられており、行政が無償で提供するみなし仮設住宅への入居が進まない理由は、物件数の不足や、あっても立地条件や間取りなどが希望に合わないということのようです。

そこで、お伺いいたします。

本県での大規模災害発生時に必要と見込まれる仮設住宅等の早期設置や確保に向けた取組状況はどのようになっているのでしょうか。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 仮設住宅等の早期設置につきまして御質問いただきました。

災害発生時に避難所での生活を余儀なくされている被災者の一時的な生活の安定を図るため、災害救助法においては、公営住宅や民間住宅の確保とあわせ、早期に応急仮設住宅を設置し、供与することとされております。

この整備の手順でございますけれども、発災時には、住家が被害を受けた被災者を有する市町は、まずは、市営住宅、町営住宅への一時入居や、民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅、いわゆるみなし仮設住宅を借り上げることを検討いたします。次に、公営住宅、あるいはみなし仮設住宅では必要数を確保できない場合には、県に対して応急仮設住宅の建設を要望し、県においてはその要望戸数をもとに応急仮設住宅を建設し、市町に管理を委託すると、そういう手順になっております。

そうしたことでするので、県におきましては、まずは公益社団法人三重県宅地建物取引業協会、あるいは公益社団法人全日本不動産協会三重県支部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、こういった3者と、災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定を締結しているところでございまして、災害時に民間賃貸住宅が円滑に供給されるよう支援することとしております。

実態でございますけれども、平成26年3月公表の県被害想定におけます過去最大クラスの災害時のみなし仮設住宅の必要戸数でございますけれども、最大で約9100戸と試算されております。平成25年住宅・土地統計調査におけます推定民間賃貸用等空き家戸数、これが約4万1000戸となっている状況でございます。

次に、応急仮設住宅の建設でございます。

御指摘のとおり熊本地震では、報道されているところによりますと、熊本市でありますとか益城町など、10市町村で応急仮設住宅の建設用地が決まらなかったと、事前に決めていなかったということで、整備着手に遅れが生じ

ていると報道されております。

災害時に早期に応急仮設住宅を建設するために、県といたしましては毎年度、各市町から建設候補地の報告を求めているところではありますが、平成27年12月末現在の調査では、候補地としては、全県で公有地を中心といたしまして517カ所、約350万平方メートル、約3万4000戸分が確保されているということでございます。同じく地震被害想定によりますと、過去最大クラスの災害時に必要となります応急仮設住宅の需要見込みは約1万3700戸と試算されているところでございまして、現状では必要な用地はおおむね確保できているというふうに考えているところでございます。

このほか、県では、速やかな応急仮設住宅の提供のために、県土整備部とも連携いたしまして、事務処理マニュアルの整備、更新等も進めております。

県といたしましては、引き続き市町や関係団体と連携いたしまして、課題となります用地の確保、これに向けては、追加の候補地確保、あるいは配置計画の作成等、事前準備を支援いたしまして、公営住宅やみなし仮設住宅が不足する場合には、応急仮設住宅が早期に建設できるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 続きます。罹災証明書の交付等、市町への支援についてお伺いいたします。

熊本地震では、罹災証明書の交付が進まないことも大きな問題となりました。罹災証明書は、各種被災者支援策を受ける上で基礎となるものでございまして、フリップのほうを見ていただきたいと思っておりますけれども、（パネルを示す）被災者の早期支援のために欠かせないものです。罹災証明書の交付が進まなかった大きな原因は、罹災証明書の交付のために必要な住宅の被害の程度、全壊、半壊等を認定する被害認定調査員の数の不足だと言われておりますが、本県でも同様なことが起こらないか心配されております。

そこで、お伺いいたします。

罹災証明書を迅速に交付するため、調査員の育成を含め、どのように対応

するのでしょうか。

さらに、大地震の発生時には、罹災証明書の交付以外でも、広域自治体として県が市町の応援に入らなければならないことが考えられます。特に市町の庁舎が被災するなど甚大な被害が発生し、市町の通常業務など、大がかりなバックアップが必要となることが考えられます。先日も、本県内にも幾つか、庁舎の耐震性能が十分ではない市町があるとの新聞報道がありました。

そこで、お伺いいたします。

これら耐震不足の庁舎が被災した際に、広域自治体として市町業務をバックアップする体制がとれているのか、お伺いいたします。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 罹災証明書の交付等の市町への支援と、市町業務のバックアップについて、順次お答えをさせていただきます。

罹災証明書の発行には、住宅の被害認定が必要となります。この被害認定業務は、国が定めました認定基準の運用に係る研修会を受講することによりまして、資格等を取得することなく、その業務に当たることができるということとなっております。

そのため、県では市町に対しまして、地震などの災害が発生した場合に、速やかに罹災証明書の発行ができるよう、被害認定業務の習得を目的といたしました研修会、説明会を毎年実施しておりまして、本年度も70名の参加を得て実施をしたところであります。また、研修会の内容は各市町に持ち帰っていただいて、関係部署間で共有し、平時からの体制整備をしていただくように促しているところであります。

被害認定業務は被災者支援につながる重要な業務でありますから、今後も研修会を継続して実施いたしまして、調査員の育成を図ってまいりたいと考えております。

それから、市町業務のバックアップについてであります。

仮に市町の庁舎が損壊をいたしまして、その行政機能が十分に機能しないという状況におきましても、市町の災害対策本部機能の確保や罹災証明書発

行などの優先業務をいかに迅速に進めていくかということが課題であると考
えております。

このため、県の支援といたしましては、平成23年9月の紀伊半島大水害時
におきまして、市町からの被害発生情報の収集が困難になったという教訓を
踏まえまして、被害の発生が予想される段階からの積極的な情報収集、被災
後の市町災害対策本部活動の支援でありますとか連絡調整を目的としまして、
職員を市町等に派遣いたします緊急派遣チームを、全国でも先進的な取組と
いたしまして平成25年度に創設しております。

緊急派遣チームとしましてはこれまでに134名を派遣してきたところでご
ざいまして、今後も市町の対応力を超える災害が発生した場合には、職員を
派遣することによりまして、被災市町の応急対応や優先すべき業務をバック
アップしてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 被害認定調査員につきまして、市町による育成状況、あ
るいは県の応援職員の育成状況とか、あるいは派遣経験等を常に把握してお
いていただいて、十分な体制であるかつかんでおいていただく必要があります
ですので、引き続いて取組のほうを、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、SNSを活用した情報発信や情報収集についてお伺いいたします。

近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNSが発達し、多く
の方が複数のSNSを利用しています。今回の熊本地震でもSNSで多くの
情報が飛び交い、今日の質問で取り上げた多くの問題も、必死の思いや激し
い憤りなどとともに流れました。そのため、今後の災害対応を考える際に
SNSの活用は避けて通れない問題と思い、取り上げさせていただきます。

まず、情報発信についてですけれども、災害発生時の県内外へのオフィ
シャルな情報は防災みえ.jpで発信ということになっていると思いますけ
れども、被災地内の避難者やボランティアにとって必要な情報は、もっと局
所的な時系列の情報やプッシュ型のタイムリーな情報だと思えます。

そこで、お伺いいたします。

これらの情報がうまく発信されるよう、SNSを活用した情報発信や防災みえ.jpとの連携について検討すべきと考えますが、いかがですか。

また、情報収集についてでございますけれども、災害発生時は多くの混乱の中、SOS等の重要情報が大量にツイッター等のSNSで流れます。刻一刻と変化し、緊急性が求められる災害対応においては、各現場からの職員等による情報収集だけでなく、これらのSNS上の情報を有効活用する必要があると思います。

そこで、お伺いいたします。

災害時にSNSで発信される情報から適切な情報収集を行うための体制を構築すべきと考えますが、いかがですか。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） SNSを活用いたしました情報発信と情報収集についてお答えをいたします。

情報発信につきましては、県が収集した地震情報、市町の避難に関する情報、被害に関する情報等を、防災みえ.jpのホームページやメール配信サービスなどを通じまして県民へ提供しております。

御質問いただきましたSNSにつきましては、若年層だけではなくて幅広い世代に急速に普及してきた有力な情報発信ツールであり、三重県新地震・津波対策行動計画に基づきまして、災害時における情報インフラの一つとして活用のあり方について検討し、平成29年度からツイッター等のSNSを活用した地震情報等の発信を行うことといたしております。今後は、その導入に向けまして準備を進め、積極的にPRも行っております。

それから、情報収集についてでございます。

東日本大震災や今回の熊本地震におきましても、SNSから発信された情報がきっかけとなって、被害状況をいち早く把握できたり、救援物資が不足している避難所に素早く届けられるなど、被災者支援に役立ったと報道がされております。

SNSからの情報収集につきましては、多くの人から発信される膨大な情報の中から必要な情報をいかに効果的に抽出するかが課題でございますが、この点に関しましては、国の関係機関においても検討が進められておりますので、その動向等も踏まえつつ、有効な情報収集の手法について引き続き研究してまいります。

以上であります。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 研究していただくということでございます。三重県としてもぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますし、防災みえ.jpのほうは大丈夫なようなんですけども、三重県本体のホームページのほうは防災の災害時モードになるかどうかというのがちょっと確認できていないんです。防災みえ.jpに三重県のホームページを通じて行く方もいらっしゃると思いますので、もしそっこのほうがパンクしてしまうと行かないという可能性もありますので、ぜひそのことも改めて確認のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、ワーク・ライフ・バランスの推進についてお伺いいたします。

平成19年12月18日に、政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意によりまして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章が策定され、官民を挙げてワーク・ライフ・バランスの推進に向けて様々な取組が進められています。

憲章では、「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。」、「ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。」などとうたわれています。

このことは公務員においても例外ではなく、むしろ社会に率先して行うべきことでありますので、教育長と警察本部長に取組状況についてお伺いした

いと思います。

先日、文部科学省が、部活動に休養日を求めるよう学校に求める案を大筋でまとめたという報道がありました。部活動の顧問教員の負担がブラック化しているという指摘があることと、部活動が行き過ぎると生徒の健康を害しかねないという危機感の両面から出されたとされています。

部活動は、国語などの教科と異なり、教育課程に位置づけられておらず、学習指導要領でも生徒の自主的、自発的な参加により行われるとされており、本来、各学校やクラブ単位で適切に活動されるべきものであるにもかかわらず、どうして国から一律に要請が行われることになったのか、少し違和感を覚えました。

そこで、お伺いいたします。

本県の中学校、高等学校の部活動について、国が指摘するような実態があるのでしょうか。また、これまで県教育委員会や各学校で何か取組をされてきたのでしょうか。お伺いいたします。

続きまして、警察本部の取組についてお伺いいたします。

お隣の愛知県警で、昨年度から、組織全体で働き方を見直す必要があると考え、スマートワークプロジェクトという取組を始められているようです。

そこで、お伺いいたします。

本県警察における長時間勤務等の現状と課題、また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組状況はどのようになっているのでしょうか。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 学校における部活動について御答弁申し上げます。

教職員の部活動における時間外勤務については、県立学校では過重労働システムにより、また、中学校の教職員については教員特殊業務手当の申請者数から把握をしているところでございます。

運動部活動においては、生徒や保護者の強くなりたい、勝ちたいという思いや、指導者の生徒の努力を成果に結びつくようにしてあげたいという両者の思いがあり、過度な活動の実態につながっていると考えています。加えて、

休日の対外試合の実施や引率もあり、指導者の負担になっている実態があります。

県教育委員会では、運動部活動の適切な実施のため、部活動マネジメント研修などを実施するとともに、競技力向上の観点、さらには教職員の負担軽減の観点から、中・高等学校へ86名の外部指導者の派遣を行うこととしております。また、週1日は部活動を行わず完全休養に充てながら、全国大会で優勝するなどの成果を上げている教員を講師として、また、スポーツ医科学などの先進的な知見を有する地域スポーツ指導者を中・高等学校へ32名派遣しているところです。

一方、議員からも指摘がございましたが、国においても6月13日に、教職員の業務改善に向けたタスクフォースの報告が示されたところでございます。平成29年には部活動実態調査、さらには調査報告書をまとめ、30年には新たに総合的なガイドラインを策定することと聞いております。

県教育委員会といたしましても、国のこれらの動きを注視しつつ、市町教育委員会及び県高等学校体育連盟などと連携するとともに、保護者等の理解を得ながら、運動部活動が一層適切に運営されるよう取り組んでまいります。以上です。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 警察の業務ですけれども、夜間、休日を問わずに発生する事件、事故に即応しなければならないという特殊性がありまして、勤務時間も長くなりがちです。だからこそ、ワーク・ライフ・バランスを推進し、職員に力を最大限発揮してもらい、事件、事故との戦いに強い組織を構築するということが極めて重要と考えております。

私は着任以来、よい仕事は、よい私生活、よい職場からをスローガンにいたしまして、ワーク・ライフ・バランスの推進について繰り返し指示をしているところであります。

具体的な取組として3点ほど紹介させていただきます。

例えば、職員や家族の誕生日、結婚記念日等において休暇取得を推奨して

おります。また、長期間に及ぶ捜査や警備を終えた後にまとめて休暇取得を促すということをしております。今回の伊勢志摩サミット警備につきましても、サミット警備完遂記念休暇と銘打ちまして、9月末までに最低でも8日間、これはG7プラスEUで8といたしました、の夏季休暇の取得を目指すように指導しております。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図るため、今月に入りまして、モデル警察署を幾つか指定いたしました。そこでいろんな取組を実施してもらっておりまして、例えば、職員の家族から職員に休んでほしい日を事前に調査いたしまして、その日に休暇を取得してもらうといった各種取組を実施しまして、効果があると認められるものにつきましては全所属にフィードバックしたいと考えております。

今後も、県民の期待と信頼に応える警察を確立するためにも、ワーク・ライフ・バランス確立に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

[24番 森野真治議員登壇]

○24番（森野真治） 部活動についてはこれから調査があるということでございますし、今までもいろいろ努力はしていただいているということでございます。

学校の先生の超過勤務につきましては、もちろん部活動だけが全てでなくて、それ以外の日ごろのいろんなものも相当厳しいという話は聞かせていただいております。でも、それはそうとしても、部活動の件につきましてもしっかりと取組をしていただきたいなというふうに思わせていただいております。

また、県警のほうは、本当にお疲れのところでございますけれども、新しい取組も含めまして、前向きにワーク・ライフ・バランスについて取り組んでいただいているということがよくわかりました。ぜひ引き続いてよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思わせていただきます。

また、今日は時間の関係で取り上げませんでしたけれども、知事部局のほうも残業時間が多いということが本当に問題になっております。年々目標を

立てて減少していただいているということは理解しておりますけれども、まだまだ多い状況でございますので、ぜひとも引き続いて、職員のワーク・ライフ・バランスの推進につきまして取組をお願いさせていただきたいと思っております。

それでは、少し残っておりますけれども、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 38番 館 直人議員。

〔38番 館 直人議員登壇・拍手〕

○38番（館 直人） 失礼をいたします。

本定例会月議の一般質問最終の質問者となりました。三重郡選挙区より選出をいただいております新政みえの館直人でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

質問に入らせていただく前に、いろいろと申し上げたいことはあるんですが、このことはということを一言申し述べさせていただきたいと思っております。

去る5月26日、27日に、世界最高峰の国際会議であります主要国首脳会議、伊勢志摩サミットが開催され、無事に、そして成功裏に終えることができました。このことは、知事はじめ全ての関係各位の一丸となつての取組の大きな成果であることはもちろんでありますけれども、やはり県民の皆さんの深い御理解と格別の御協力のおかげだと、このように思っているところであります。

殊に、懸念をされておりましたテロ対策、これをはじめ、警護でありますとか交通規制などなど、森元警察本部長自ら陣頭指揮のもと、県警本部の皆さんがその中核となって全国の警察関係者などの皆さんと一致結束をされて、まさに培われた域と申しましょうか、その組織力を存分に発揮いただいて、公共の安全と秩序の維持に当たっていただいた、その御苦労に対し、心から敬意を表させていただくところでございます。

どうか、今回のサミットで得られたレガシーといいましょうか、それを誇

りにしていただいて、今後とも県民の大きな期待にしっかりとお応えをいただき、県民から信頼される警察行政、また、警察活動を展開いただきますよう、心からお願いを申し上げますとさせていただきます。

森元警察本部長におかれては、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告にのっとり質問させていただきたいと思います。

まず、大きく1番が本県のスポーツの推進、またかと言われそうでありますけれども、この夏には国体10位台を目指していただく、その意気込みもお伺いしたいな、このように思っております。

一つ目は、2016年、今年でありますけれども、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック、そして、2020年東京オリンピック・パラリンピック、これに向けての思い、考え方をお伺いしたいと思います。

先ほども申し上げたように、この8月には、4年に1度、ワールドスポーツのビッグイベントでありますオリンピック、パラリンピックが、ブラジルのリオデジャネイロで開催されます。

このリオデジャネイロオリンピックへの出場をかけた、今年の1月でありましたけれども、サッカー男子のアジア地区最終予選が行われまして、我が菟野町出身の浅野拓磨選手、大活躍をいただいて、見事チームの出場が決定した。まさに日本中が盛り上がったのも記憶に新しいところだと思っております。

また、テニスの錦織圭選手もオリンピック出場を決められました。ほかにも、オリンピック出場を決めたバレーボールの女子の最終予選をはじめ、体操であったり、水球、陸上、バドミントンなど、様々な競技での国内大会、国際大会が注目を集めるとともに、オリンピック出場選手が続々と、今、決まっていくという状況であります。

開幕まであと50日ということでありますけれども、近づくにつれてますます、そのムードといいましようか、盛り上がってくるんだろうと思っております。

ところであります。

そして、その中で何といても、本県出身の選手、この皆さんの輝かしい活躍、その雄姿というのが、間違いなく県民の皆さんに、勇気と、強い感動をもたらす、そして、県民の皆さんの希望と元気につながっていくんだろう、このように思います。

現時点で出場が決定している本県出身の選手を御存じでしょうか。申し上げさせていただきますと、まずはオリンピック4連覇がかかっているレスリングで津市出身の吉田沙保里選手、同じくレスリングで松阪市出身の土性沙羅選手、そして、水球で四日市市出身の角野友紀選手、また、マラソンで鈴鹿市出身の石川末廣選手、この4名はもう既に出場が決まっております。

また、団体チームとして出場権は獲得しているけれども、まだ代表選手としての決定がなされていない有力な選手というのが5名みえます。先ほど申し上げたサッカー男子の菰野町出身の浅野拓磨選手、そして、バレーボール女子で桑名市出身の宮下遥選手、同じくバレーボール女子で志摩市出身の山口舞選手、そして、ラグビーフットボール、これは四日市市出身の坂井克行選手、ホンダヒートのレメキ・ロmano・ラヴァ選手が有力であり、代表選手として出場することが、本当に確実視されておられる選手方であります。

そこで、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックに出場する選手の皆さんが集まっていたく、例えば壮行会のようなものといいたいでしょうか、県民の皆さんとの交流の場を設定したらどうなんだろうと、このように提案をさせていただきたいんですが、ただ、強化キャンプであつたり、コンディションの管理であつたり、日程が多忙だということで、調整も難しいんだろうと思いますけれども、本県のスーパーアスリートでありますから、県民の皆さんと心をつなげて頑張りましょうという、その絶好の機会でもあると思います。

今後、開催される国体をはじめ、大規模大会、まだまだ続いていくわけですので、その周知であつたり、スポーツの推進、振興、その施策の一層の展開に向けた機運の醸成といいたいでしょうか、それを図るのにも絶好の

機会ではないかなと考えるところでありますけれども、このような場の設定、開催についてどのように考えておられるのか、まずお伺いをするのが1点。

そして、先週でしたけれども、リオデジャネイロオリンピックに向けて和歌山県で、松田選手、入江選手、メダリストでありますけれども、競泳の日本代表チームが強化合宿をする、そして、その場で何をするかといったら、歓迎セレモニーであったり公開練習、さらに、県の主催する水泳競技大会にも出場するんだ、このようなニュースがございました。

先日、三重県内の水泳関係者の方とお話をするのがあって、そのとき聞いたんですけども、来月、三重交通グループ スポーツの杜鈴鹿水泳場において、競泳の日本代表チームが強化合宿をする、このようにお伺いしたところでもあります。せっかくですので、先ほど申し上げたようなセレモニー、公開練習、また、市民の方々、県民の方々とのふれあいの場、このようなものを行っていただきたらと思うんですけども、このことについて情報があれば、その内容等々をお知らせいただきたいというのがもう一つ。

そして、このようにオリンピック直前に、本物のオリンピックといいましょうか、その皆さん、選手たちの雄姿を間近に見るというのは、大きな感激があるのではないかなというふうに思います。絶好の機会であり、子どもたちにとっても大きな刺激になっていくんだろうと思うところがございます。

リオデジャネイロオリンピックの次はいよいよ2020東京オリンピック・パラリンピックということになりますから、ぜひこの機会に、前からいろいろ言われておりますけれども、世界の代表チームのキャンプ地を県内に誘致してほしい、そして、三重県の子どもたちや県民の皆さんに、世界の、まさに本物のアスリートの姿を間近に見ていただいて交流する機会、そして、夢や希望や感動を抱いていただいて、スポーツに取り組むきっかけにしてほしい、このように思っているのは私だけではなく、まさに知事もそうだろうと思っています。

さらに、県民の皆さんにはスポーツに対する関心がますます深まっていくわけでありまして、キャンプ地誘致ということにより、国際交流であったり

シティセールスを促進することによって地域の活性化につなげていくようなことも考えられるのではないかなと思います。

そこでお伺いをさせていただきますけれども、世界代表チームのキャンプ地誘致の取組等について、ある意味、これはポストサミットと言うと怒られるかわかりませんが、私はその一環なんだろうと思っているところであります。キャンプ地誘致、どのような今状況にあるのか、また、今後の取組と見通しなど、この3点について、お伺いをさせていただきます。よろしくお願ひします。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、3点について御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、リオデジャネイロオリンピックの出場選手との交流の件でございます。

8月に開催されますリオデジャネイロオリンピックには、女子レスリングの吉田沙保里選手をはじめ、4名の本県出身選手が出場を決定しておりますのでございます。今後、男子サッカー、女子バレーボールなど、本県出身選手が選出される可能性が高い競技があり、前回のロンドンオリンピックの4名を上回る選手が出場し、活躍されることを期待しているところでございます。

こうした選手との交流を図ることは、県民の皆さんのスポーツに対する関心を深め、郷土愛の醸成につながるものと、また、子どもたちにとりましては、2020年の東京オリンピックという大きな夢を抱ききっかけとなり、三重とこわか国体や全国高等学校総合体育大会で活躍する選手が生まれることにつながると考えております。

このようなことから、まずは選手のスケジュールを第一に考えるということでございますが、選手の所属チームや公益財団法人三重県体育協会、競技団体等、関係する方々と連携を図りながら、交流の場が設けられるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、日本代表チームの県内での合宿の件でございます。

三重交通グループ スポーツの杜鈴鹿水泳場は、国際公認の水泳場として整備をしております。JOCの競技別強化センター指定施設として、多くのトップ選手にも活用をいただいております。こうした施設で東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプが実施されるよう、日本水泳連盟から情報収集を行ってきたところでございます。

このような中、リオデジャネイロオリンピックに出場する競泳日本代表チームの強化トレーニング合宿が7月4日から7月14日まで実施されるということになりました。合宿には、ロンドンオリンピックにおいて銀メダルを獲得した入江陵介選手、松田丈志選手、鈴木聡美選手をはじめ、16名の選手が参加するとの予定でございます。

オリンピック直前に日本代表チームの強化合宿が本県において行われることは、県民の皆さんの日本代表選手を応援する気持ちが一層高まるとともに、子どもたちにとっては将来への夢や希望につながるものと考えます。合宿の期間中に公開練習日やジュニア選手との交流会等が行われるよう、県としましても、日本水泳連盟や三重県水泳連盟、施設管理者と連携を密にしながら調整を進めてまいります。

3点目でございますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致の件でございます。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致につきましては、県内では、桑名市、四日市市、津市、多気町、熊野市の5市町が意思表明をし、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が作成をいたします事前トレーニング候補地ガイドへの掲載手続や、中央競技団体に要望活動を行うなど、取組を進めておるところでございます。その他の市町におきましても、表明までは至らないものの、検討を進めているところもございます。

県といたしましても、こうした市町の取組を後押しするため、組織委員会や中央競技団体等から東京オリンピック・パラリンピックに関する情報収集

に努めるとともに、様々な機会を活用した諸外国への情報発信など、誘致活動を進めているところでございます。

例えば、昨年、知事がヨーロッパを訪問した際には、フランス スポーツ省やイギリス オリンピック委員会を訪問し、各市町の取組や県有スポーツ施設の状況、本県の魅力等についてPRを行いました。また、伊勢志摩サミットに関連する用務の際には、各国大使等にトップセールスを行ったところでございます。この結果、県内市町の取組や県有スポーツ施設に関心を持っていただいております。

事前キャンプ地の誘致は、県民の皆さんのスポーツに対する関心をより一層高めるとともに、子どもたちが各国を代表するトップアスリートと身近に接することで、将来への夢や希望を持つようになる絶好の機会となります。

この夏に開催されますリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックが終了した後、監督やコーチが新たに就任するなど、各国の競技団体が新体制となります。東京大会の事前キャンプ地の選定作業も本格化すると聞いておりますので、この動きに乗り遅れることなく、本県での事前キャンプが実現できるよう、関係団体や、関係市町と連携しながら、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

[38番 館 直人議員登壇]

○38番（館 直人） ありがとうございます。

まさに申し上げたこと、交流といいたいでしょうか、子どもも県民の皆さんも、いろいろな感動をしていただいて、さらに一歩進んでいただくんだろうと、こんな思いがありますので、何か機会を見つけていただいて、例えばフォーラムというふうなこともございましたけれども、そんな形の中での取組をしていただきたいと思っております。

キャンプ地誘致についても、やはり県の支援が必要なんだろう。関心があるは全体で90%あって、取り組んでいるが17%、検討しているが19%と、この間、新聞に掲載されておりましたけれども、ちょっとでもそんな目を開いていただくような後押し、おっしゃられましたけれども、していただきたい

と思います。

そして、その中で、ホストタウン、これも昨日、おとといでしたか、新聞に、私が見たのは2回目ですが、そして文化プログラム、このようなものがありますが、特に文化プログラムは菰野町が手を挙げているんです。湯の山温泉、御在所ロープウェイ等々の情報発信の中で、伝統文化の発信とか、観光客の誘致とか、若者の雇用の拡大とかいうことを企画して検討中であると言われてはいるんですが、このことについて何か情報があればお知らせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境生活部長（田中 功） 文化プログラムについてでございます。

文化プログラムは、オリンピック憲章において実施が定められているものでございます。文化庁におきましては、昨年7月に文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想を取りまとめ、その中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、文化の祭典として史上最大規模の文化プログラムに取り組むこととしており、今年秋から、京都、東京でのスポーツ・文化・ワールド・フォーラムを皮切りに、その後、全国で展開することになっております。

しかし、基本構想では地方公共団体の取組にも期待がなされておりますが、具体的な内容についてはまだ明らかになっておりません。そこで、先日の国への提言・提案活動において、文化プログラムを地方公共団体が実施するに当たり、国と一体となって早期に取り組めるよう、実施に当たっての詳細な仕組みを早急に示してほしいということ、それから、文化プログラムを地方における文化芸術推進の契機とするために、地方が独自性を発揮しやすい仕組みによる財政等の支援措置を講じてほしいといった内容で、本県が文化プログラムに早期に取り組めるよう、また、プログラムが充実したものになるよう、提言を行ったところでございます。

今後は、国の動きも注視し、また、京都府では独自に京都文化力プロジェクト2016—2020基本構想というのを取りまとめており、こうした先進県での取組例も参考にすることで、三重県内においても、県はもとより、市町、民

間、県民等の多様な主体がより多くの文化プログラムの実施主体となり、また、そのことにより、国内外に三重県のすばらしい文化が発信されるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） ありがとうございます。

とりあえず、今、進んでいるかどうかという調査も必要ですけども、先進県の事例もあるということも含めながら、いろいろと情報の発信もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、二つ目が、全国高等学校総合体育大会、また、全国中学校体育大会の開催に向けてということでお聞かせいただきたいと思ひますが、リオデジャネイロオリンピックを見ていただくジュニアの選手の皆さんが主役になる大会というと、平成30年夏の東海ブロックの、我が三重県が幹事になっている全国高等学校総合体育大会、インターハイであります。そして、その2年後、平成32年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される年でもありますけれども、東海ブロックで、全国中学校体育大会、全中が開催をされるということで、その種目、競技数については、インターハイは総合開会式と、15競技が決まった。これまでいつも、ずっと一つでも多くの分が必要ですよ、半分以上はと言ったら、ちょうど29競技のうち、ぎりぎり半分以上の15競技になったということでもありますけれども、教育長はじめ関係各位の御努力に敬意を表したいと思ひます。全中の場合、開催の競技数、東海ブロックでありますから四つの県の経費負担が平等になるようにということで、各県4競技が決まったというふうに聞いております。

インターハイ、全中、前にも申し上げましたけど、ちょうど昨年、1年前ですが、もっともっと知ってもらふ必要があるし、そのことによって、子どもたち、また、高校生が頑張れる土台もつくれるんだろうと、こう思ひますから、もっと元気になるような、そんな思ひでの大会にしようやんかと、このように質問をさせていただいたというふうに思ひます。

しかしながら、インターハイは着々と近づいてくる。もう2年後に迫っているわけでありますので、そのような中で今年の1月には全国高等学校総合体育大会の三重県実行委員会を立ち上げていただきました。また、教育委員会の組織の中で、今までは準備班であったのを、今度は推進課というふうに課を設置していただいたということでもあります。

ですので、インターハイ、全中が、県民の皆さんによく御理解をいただいて、地域での盛り上がりということはもちろんのことではありますが、子どもたちにとっても、よかったなと思えるような大会にしていくためにどのようにこれから取り組もうとしてみえるのか、お伺いをいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 全国高等学校総合体育大会並びに全国中学校体育大会の開催に向けて、地域で盛り上がり、子どもたちにもよかったと思われるような大会にしたかどうかということでございますが、取組状況について御答弁申し上げます。

平成30年度、東海ブロックで開催されます全国高等学校総合体育大会の開催準備を進めるため、本年1月、知事を会長とする三重県実行委員会を設立し、開催の基本構想、総合開会式の会場、競技種目別の会場及び日程などを決定いたしました。あわせて、大会の愛称などを、東海地方の中・高校生から募集し、平成23年度のブロック開催以降、最多の応募となる8139件の中から、大会愛称を「2018彩る感動東海総体」に、スローガンを「翔べ誰よりも高く東海の空へ」に決定するとともに、シンボルマークと大会総合ポスターの図案を決定し、全国高等学校体育連盟の承認を得たところでございます。

これを受け、本年3月には、大会総合ポスター、パンフレット、スイングバナー、横断幕を作成し、県内の全ての中・高等学校及び市町等へ配付するとともに、様々な広報グッズを作成し、PRを行っています。

また、本年4月には全国高校総体推進課も新たに設け、事務作業を急いでおるところでございます。

今後は、実行委員会のもとに設置する六つの専門部会、広報、競技、式典、

高校生活動などを中心に準備を進めてまいります。

とりわけ高校生に関しましては、高校生活動専門部会では、県内の高校生が主体となる高校生活動推進委員会を設置し、全ての高校生を巻き込んで、啓発活動や記念品制作、歓迎活動や会場周辺の草花装飾など、おもてなしの準備を進めてまいります。

さらに、来県者に対する観光案内や地元製品のPRなど、おもてなしについては、会場地市町や観光協会などの関係団体と連携しながら、地域が一体となって三重の魅力を発信し、参加者が再び三重の地を訪れたいくなる、心に残る大会となるよう取り組んでまいります。

また、平成32年に東海ブロックで開催する全国中学校校体育大会につきましては、先月31日、東海中学校校体育連盟理事会におきまして、各県での開催競技案が決定されました。本県では、16競技のうち、バスケットボール、サッカー、体操競技、陸上競技の4競技の開催が予定されています。この案につきましては、平成29年5月に開催予定の日本中学校校体育連盟理事会において正式決定される見込みです。

本県で開催予定の4競技につきましては、開催に適した会場地の選定や大会運営などを、市町や県中学校校体育連盟と調整、協議を十分に図りながら進めてまいります。

また、準備を進めるに当たっては、平成30年度のインターハイ開催で盛り上がったスポーツに対する機運やおもてなしの心、大会運営のノウハウなどをしっかりと引き継ぐとともに、ITの積極的な利活用など、広報や情報発信の取組を強化し、関係市町だけでなく全県的な盛り上がりにつなげてまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、平成30年度、32年度、33年度とビッグイベントを通して、三重の子どもたちが1人でも多く全国規模の大会で活躍できるよう、県教育委員会では、平成26年度から3カ年で10名のすぐれた指導者を、また、29年度からは毎年2名ずつ5年間で10名のすぐれた競技者をそれぞれ教員として採用するなど、子どもたちの競技力向上を図っていくこととして

おります。

加えて、小・中学生をはじめ県民の皆さんが、大会を見る、参加することによって夢と感動を味わい元気になるよう、市町、中体連、高体連及びスポーツ推進局などと連携して、最高の舞台づくりをしまいにあります。

以上でございます。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） ありがとうございます。

本当に、おっしゃられたように続いてやってくるんですね。そして、ほかにも、ラグビーの世界カップがあったり、いろいろな形で、いろいろな競技が来ますけれども、どうしても置いていかれるのが全国中学校体育大会だったり、そんなふうな思いがします。やはり教育という部分も含めながら、スポーツの推進にかけていく思い、子どもたちが一生懸命希望を持って頑張っているの、そこら辺のことも県民の皆さんにわかっていただくような努力をしていただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次、三つ目が、三重とこわか国体に向けてであります。

これにつきましては、平成33年ということでもありますから、インターハイ、全国中学校体育大会の後、東京オリンピックの翌年ということでもあります。

会場地ですけれども、準備状況等については、順次、選定作業が進められてきている。総合開会式・閉会式の場所、また、正式競技が37競技、特別競技が1競技、公開競技が5競技ということで、会場市町は、サッカー少年男子の一部を除いて全て選定できたということでもあります。施設の整備であったり、また、その準備、そういうものを計画的にやっておく必要があるんだろう、期間的なことも含めて、県としても必要な支援をしていただくことが必要不可欠だと思っております。

サッカー少年男子の会場でありますけれども、これは、会場地としては四日市市と東員町ということで選定されておりましたけれども、中央競技団体が視察に来て、競技会場の大規模改修が必要だという指摘があったということでありまして、指摘された部分の大規模改修をすると多額の費用がかかっ

てしまうことから、東員町はやむを得ない状況の中で会場地を返上したということもお聞きしたところであります。

しかし、残念というのは、東員町にとっても残念だったろうというのが一番の思いでありますけれども、これにかわる代替地といいましょうか、早期に協議検討していかなければならないとは思いますが、こういう問題があれば、県から市町への施設の整備あるいは運営に対する支援の詳細等々について協議いただくというふうに思います。他県の先例から見ても、相当な予算が必要になっている状況というのも容易に想定ができるわけであります。当然、県としても相当額の予算が必要になるのは確実ですし、市町にとっても大きな負担になる、このように思うところでありますから、市町との協議であったり調整は、極めて本当に丁寧な対応を強く要望しておきたいと思えます。

そして、その経費についても、先ほど、石田議員からも話がありましたけれども、国から約4億円、日本体育協会から約1000万円というお金でございませうけれども、これで何ができるのという思いがしないわけでもありません。もっともっと強く要望活動を重ねていきながら、やはり資金の確保的なことも考えていかなければ成功はないんだろうと思っているところであります。

そして、会場地のことでありますけれども、これは単にイベントだけで終わったら、せっかくのことがもったいない、こんな思いがします。何かのスポーツのメッカにするとか、例えば、登山は我が菰野町が手を挙げさせていただいでやっていただくということでもあります。会場地として終わった後、改めて、ああ、菰野町は鈴鹿セブンマウンテンのちょうど中心にあつて、自然豊かで、まさに登山のメッカやったね、これはいいよねというような形の、そんな後に続くような施設整備といいましょうか、つながっていくようなことで地域の活性化を目指すということも大きなことなんだろうと思えますけれども、こういうことについて、会場地を選定したことについてどう思ってみえるのか、お伺いをしたいと思えます。

それと、周知の関係でありますけれども、やはり成功するには、これは

チームみえでありますけれども、まさにオール三重で取り組んでいく、これも県民の皆さんに御協力をいただきながら、御理解もいただかなければならない部分が多くありますけれども、このことを進めていくという中で、スローガンというんですか、愛称が決まりました。「ときめいて人 かがやいて未来」ということであります。そして、マスコットキャラクターのデザインも決まった。愛称・スローガンについては1万4000件を超える応募が、また、マスコットキャラクターについては1万3000件を超える応募があった。これまでの10年間で最多の数であると、言われています。これも、応募件数を見る限りでは、周知の効果が出ているんだろうというふうに思いますが、まだまだ満足できる状態ではないんだろうと思っております。

周知をいただくことについて、今後、より重要になってくるというふうに思いますが、今年は日本体育協会から開催内定をもらう年となっています。チームみえとしてみんなで盛り上げていける大会になるように、広報等々の周知、今後どのように展開していこうとされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、2点御質問いただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

国体は国内最大のスポーツの祭典であることから、単に一過性のスポーツイベントに終わることなく、大会に様々な形で参画していただいた全ての皆さんが夢や感動を味わい、大会後も将来にわたりスポーツを通じた人づくり、地域づくりにつなげていくことが重要であります。

昭和50年に開催いたしました三重国体では、例えば漕艇競技を行った大台町については、国体後も奥伊勢湖でボート競技が定期的に開催をされ、県内外から多くの皆さんが競技に参加するなど、大いに盛り上がっている実績等を踏まえ、三重とこわか国体においてもボート競技会場に選定をされております。

また、人づくりの観点では、三重国体で活躍した選手がやがて指導者とな

り、後進の育成に励み、その教え子からオリンピック3連覇をなし遂げた吉田沙保里選手をはじめ、国内外で活躍する多くの選手が輩出されるなど、三重国体で培った選手、競技のDNAが次世代へと受け継がれております。

三重とこわか国体の開催を契機に、競技会場となった施設等を活用したスポーツイベントの誘致促進、参加選手による次世代選手の育成、国体でのボランティア経験から得られたノウハウの継承等につなげることで、未来に向けてスポーツを通じた人づくり、地域づくりが推進されるよう、今後も引き続き、市町、競技団体等とともに準備に取り組んでまいります。

続きまして、広報の関係でございます。

三重とこわか国体の成功に向けて、広報は大変重要であると考え、三重県準備委員会に広報・県民運動専門委員会を設置しておるところでございます。先ほど議員から御紹介いただきましたが、マスコットキャラクターの愛称募集等には多数の応募をいただいております。これは、本県で平成33年秋に国体を開催することを知っていただく、よい広報の機会となったと考えております。

マスコットキャラクターの愛称につきましては、8月2日に開催予定の三重県準備委員会で決定いただけるよう、準備を進めているところでございます。愛称の決定をきっかけにいたしまして、様々な広報活動に一層力を入れてまいりたいというふうに思います。改めまして、そのためには、今年度から広報ボランティアも募集し、県庁内外でのイベント会場でのPR活動にも協力をいただきたいというふうに思っております。

さらには、広報の展開でございますが、伊勢志摩サミットの広報を参考に、国体開催までの節目日を展開軸に、1000日前、500日前、100日前等の広報、発信のリズム、広報のヤマ場をつくってまいりたいというふうに思います。

こうした取組の中に県民参加の各種活動を集中させるとともに、広報にストーリー性を持たせ、県民自ら進んで国体に参加、協力し、楽しんでいただける、県民力を結集する国体を目指してまいります。

以上でございます。

[38番 館 直人議員登壇]

○38番(館 直人) 本当になんか取組を積極的にしていただいて、周知を広めていただきたいと思いますが、一つ、デモスポ、デモンストレーションスポーツ、今、募集をしてみえますよね。生涯にわたって気軽に誰もが参加できる、そんなスポーツだということで、競技、どんなものがあるかということや、会場地を今募集されていますけれども、簡単でよろしいので、どんな状況にあるのか、ちょっとだけ教えてください。

○地域連携部スポーツ推進局長(村木輝行) デモンストレーションスポーツについての取組の状況でございます。

現在、全市町において、正式競技やデモンストレーションスポーツ等のうち1種目以上を開催するという方針で行っておりますので、本年11月30日までデモンストレーションスポーツを実施する市町の募集を行っておるところでございます。

なお、このデモスポ、デモンストレーションスポーツにつきましては、開催県がどの種目をするかということも決定できるということでございますので、今後、各市町や競技団体の意向も伺いながら取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

[38番 館 直人議員登壇]

○38番(館 直人) そうですね、デモスポのほうが言いやすいですね。

平均28の競技がある。何があるんやろうと思われるような競技があります。時間がないので申しませんけれども、一度気のある方は調べていただくと、いろいろ楽しそうなゲームがありますので、そのことによってまたスポーツの輪を広げていただけるだろうなと、このように思います。

そして、もう一つ、人材の話であります。先ほど石田議員からも質問がありましたけれども、民間においてもトップアスリートの就職支援というふうな形の中でやっていただいている、県としても率先してやらなくちゃいけないよね、とのお話がありました。県教育委員会のほうも、スポーツ競技者特別選考枠を平成29年度、実施していただいて、これからも計画的に採用いた

だくというふうな話であります。

行政職も有能な人材は、県政の施策の推進やら行財政の的確な運営、これ
もできるわけですので、スポーツができて、それができないということはあ
りませんから、行政職においても人材の確保ができるのではないかな、ス
ポーツ枠といいたいでしょうか、そういうふうに思うんですけども、総務部で
あったり人事委員会に聞くとちょっとややこしそうですので、スポーツ推進
局長、どう思ってみえますか。

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） 人材を確保するというにつ
きましては、三重とこわか国体を成功に導いて、そして、大会の終了後も安
定した競技力に努めると。あわせまして、地域におけるスポーツ活動の促進
やスポーツを通じた地域の活性化を図るためには、スポーツ分野の専門的な
知識や経験のある人材を確保し活用することは重要なことであるというふう
に考えておるところでございます。

こうしたことから、県の行政職員の採用につきましても、他県での導入例
を参考にしながら、今後、関係部局と検討を進めてまいりたいというふうに
考えております。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） まさに国体を経験していただくことも、準備の段階から、
しっかり必要なことであろうというふうに思います。先ほども官民一体とい
うふうなお話がありましたけれども、三重大学でも非常勤講師として、元
オリンピック選手、日本記録の保持者である、鈴鹿市に在住の方がおみえに
なります。三重大学もスポーツにもっともっとというふうに、この間、学長
ともお話したことがありますけれども、ほかの教育機関の中でもそのよう
な対応をしていただけるのではないかな。大変難しいことだと思いますけれ
ども、武田信玄は、人は石垣、人は城、人は堀、人は石垣副知事かなと思っ
てしまいますけれども、やはり人というのは本当に一番の基本でありますの
で、そんな考え方を持っていて、有能な人材の確保に努めていただきたい、
このように思います。

スポーツの質問の最後、競技力の向上に入らせていただこうと思います。

三重とこわか国体、天皇杯の獲得をする、当然なことだと思いますし、その目標の達成、大変難しいものがあるんだろうと。今年は岩手県で国体がありますけれども、10位台ということでもあります。過去の数字からいうと大変難しいのかな、去年よりもまた八つ上へ行かなければ10位台になりませんし、そんな中で、やはり大事なものは競技力の向上、ジュニア・少年選手、そして成年選手、優秀な指導者、やはり人やよねということになってくると思います。人、物、金、全てが必要ですけど、まず人があってだろう、このように思うところであります。

この前の質問でも、県内定着、就職支援、また、上位に上がっていくようなロードマップのお話も出てきたところでもありますけれども、やはり、これからは、女性アスリートの育成だというふうに思います。女子サッカーの伊賀FCくノーにおいても、新しい監督を迎え入れて、今、快進撃を続けており、また、高田学苑との連携協定も締結されて活動の場を広げようとしております。また、5月には女子のラグビーチーム、パールズが結成をされたという、本当にうれしいニュースがあるわけでもあります。新たに女子種目で追加となった国体競技も多くあるわけですので、この対応も必要なんだろうと思います。

そして、もう一つは、ジュニアトップアスリート、この支援をしようということで、三重から発進！未来のトップアスリート応援募金、これを平成26年でしたか創設をして、年間300万円の予算で支援をするというふうなことでありますけれども、これもここだけで終わってはならないと思います。

今、これからの支援の計画であったり、必要額であったり、根拠的なものがあればお知らせをいただきたいと思いますし、また、寄附もありました。トヨタカローラからテニス協会にテニスボールを毎定期的に送っていただいているということもあります。民間企業等からの寄附、協賛、こういう依頼をすることも必要なんだろうと思います。サミットの後にどうやということになるのかもわかりませんが、それはそれとしながら取り組む必要

があるんだろうと思いますから、このことについてお答えをいただきたいと思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、競技力向上対策につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

まず、競技力向上でございますが、昨年の和歌山国体では、平成11年の熊本国体以来16年ぶりに20位台を確保したということでございます。これまで、中学校・高等学校運動部の強化指定などの競技力向上対策を図ってまいりました。その結果、選手やチームの力が向上してきているということは実感しておりますが、昨年の和歌山国体では、あと一步のところ勝ち切れないと、そういう状況も浮かび上がってきたということでございますので、入賞する力をつけていくためには、各競技団体ごとに課題が異なりますので、その課題にきめ細かく支援をしていくこととしております。

また、女子の選手につきましても、今年の岩手国体から新たに女子種目が導入をされます。この中の女子ラグビーにつきましては、国の機関と連携をして、女子選手の発掘、育成に取り組むこととしております。また、その他の女子競技種目につきましても、関係する競技団体と連携しながら取組を進めてまいります。

いずれにしましても、本年度の男女総合成績10位台の目標は大変厳しい目標であると承知しておりますが、チームみえ一丸となって目標の達成へ向けて取り組んでまいります。

あわせて、未来のトップアスリート応援募金の状況でございますが、平成26年度、27年度の2年間で838万9000円の寄附をいただいたところでございます。この寄附を財源に、平成26年度は12名、27年度は11名の本県の選手を指定して支援しております。この結果、アジア大会のフェンシング団体で銀メダルであるとか、リオデジャネイロオリンピックの候補になる選手もあらわれてきておるといってございまして、引き続きこの取組も進めてまいりたいと思っております。

最後に、競技力だけではなく三重とこわか国体に向けての寄附ということでございますが、他県ではおおむね3年前から4年前に始めておるということでございますので、本県におきましても、各県の状況をしっかり参考にしながら、そして、伊勢志摩サミットの取組も参考にしながら、国体準備委員会において、企業協賛制度等の開始時期や目標とする金額、より連携、協働いただきやすい仕組み等について検討を重ね、企業、団体、県民の皆様の御理解、御協力につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） 本当に変な厳しい目標設定でありますけれども、それを通過点としていかなければ先がないわけですので、今年の夏、しっかり期待をしたいなど、このように思います。

寄附については、こんなことを言うと怒られますけれども、人は石垣、金も石垣と、こういうふうな相場を決めて頑張っていただくようお願いできたらなというふうに思いますので、副知事、よろしくお願ひしたいと思いません。

それでは、大きく2点目でありますけれども、閉鎖性海域の水質改善による伊勢湾の再生について、きれいな伊勢湾から豊かな資源を育む母なる伊勢湾へということでの質問をさせていただきます。

御承知のとおり伊勢湾は、木曾三川をはじめ、一級河川、愛知県側は3本あります、三重県側は4本あります、これらの一級河川や中小河川から伊勢湾に、栄養塩類であったり汚濁負荷物質が流入してくる。そして、過去には豊かな漁場であった。また、海上交通の場であり、住民の憩いの場として利用がされてきた。私たちは、その豊かな自然の恩恵を享受してきたということでもあります。

伊勢湾を見てみると、外洋である太平洋につながる開口が小さい、また、浅海域であるため、浅いということから、陸域からの影響が顕著にあらわれる。そして、それは、高度経済成長期に未処理の工場排水や、人口増加によ

る生活排水等が流入をしたことによってだんだんだんだん悪化してきて、今の状態にあるということです。

こんな中で、課題が山積をしている伊勢湾ということでありますけれども、これは伊勢湾だけではなくて、全国いろいろなところにあります。まさに閉鎖性海域の水質改善という取組でありますけれども、いろいろな手法が行われてきたけれども、その取組が今、大きく変わろうとしていると言われております。

それは、昨年10月でありますけれども、瀬戸内海環境保全特別措置法という法律が改正施行されたことによって、これまでの瀬戸内海を景勝地というのではなくて、生物の多様性、生産性が確保された、漁業資源が本当に豊富なものにしていこう、豊かな海をつくろう、里海をつくろうというふうに変え方が変わってきた、このように言われているところであります。

つまり、これまでの取組は、流入規制、制限をしたりというふうな形でありますけれども、海の浄化能力、これを使って、きれいな海を豊かな海にしようというふうに変わってきたということであろうと思います。

先月、5月18日、知事も出席をされてみえましたが、多様な主体との連携行動で、伊勢湾が少しでも昔の豊かな伊勢湾によみがえるようにということで、閉鎖性海域の課題に対して、一人ひとりが考えて可能な行動を起こそうという契機を醸成、推進することを目指して開催された西日本閉鎖性海域連携サミットでは、鈴木知事と愛知県の大村知事がゲストで迎えられて、そのテーマをもとにスペシャル的な対談をいただいたところであります。

私も出席させていただいて、そのお話、興味深く伺ったところでありますけれども、鈴木知事のほうからは、違っておったら申しわけないんですが、冒頭、伊勢志摩サミットの誘致の決定のことで二つの要素を挙げられながら、美しい自然の中にあるのは伊勢湾なんですよ、そして、私たちの多様な幸せであったり恵みを与えてくれるのは伊勢湾なんだ、伊勢湾は大変重要な場所であると、このように認識をされてみえることをお話されました。

そして、それとともに、伊勢湾の環境再生の取組を三つ紹介をいただいた。

一つ目は、環境政策の転換点は、四日市公害と、愛知県と三重県、両県での下水道、浄化槽による総量規制の取組をやってきたこと、二つ目は海岸漂着物への対策、そして、三つ目が藻場、干潟の再生で、今年度からアサリの復活プロジェクトに着手するということをおっしゃっていただいたというふうに私は思いました。

また、大村知事からは、一つ目は、伊勢湾、三河湾、同じ水域、海域であるので、連携してしっかり浄化活動をして、次に、次代に引き継いでいこう、このようなお話だったと思いますし、また、二つ目に愛知県の環境税のことで、森と海は一つということも言われた。そして、三つ目がアサリのことを言われた。アサリ、愛知県はすごい、全国の7割を占めて日本一なんですよ。漁獲量の話ですね。ですから、地産地消というのを海からやっていきたい、こんなお話だったかなというふうに思います。

そういう形の中で、先ほど申し上げた特別措置法が目指す姿というのは、伊勢湾においては、両県、三重県と愛知県が一緒になって、藻場、干潟であったり、沿岸域の良好な環境の保全、また、再生と創出、これをともに図っていくことを一層進めていかなければならないということが、あのサミットのお話でできた、手を組めた、握手ができたということかな、このように思っています。

その成功例はもう三河湾でやっています。これは国土交通省が、平成10年から16年にシーブルー事業ということで、約620ヘクタールのところへ、干潟、浅場造成、覆砂を実施したということで、そのことによって環境が全然変わってしまって、底生生物が増えてくるわ、生物の多様性といった効果が上がってきた。そして、そのときにアサリの稚貝を移植したら、これがすごい繁殖をしたと言ってはあれですけども、漁獲量がもうV字のような形の中で回復をした。本当に素晴らしいものがあるよねということであります。

まさに見本が三河湾にあるわけでありますので、伊勢湾をもっと再生していく手がかりとなるのは、愛知県と手を組んでしっかりと連携をしながら、積極的にこれらについて取り組んでいくことなんだろうと、このように思い

ます。

そういう形の中での伊勢湾の再生に向けた、また、豊かな海を取り戻すための藻場、干潟の再生についてどのように取り組もうとされているのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 伊勢湾再生についての取組について御説明申し上げます。

今、議員から御紹介がありましたアサリにつきましては、伊勢湾の貴重な資源とあわせて、水質を浄化する機能があります。しかし、残念ながら、ピークと比べますとかなり激減をしている状況でございます。

そういった中で、県では伊勢湾のアサリ復活に向けまして、アサリ漁業者の皆さん、あるいは市町で構成します三重県アサリ協議会と協働しまして、伊勢湾アサリ復活プロジェクトに取り組んでいるところであります。

3本の柱で取り組んでおります。

具体的には、まず1本目の柱、藻場、干潟の造成であります。アサリの稚貝を養成するというので、具体的には、松阪市の河口域で掘削した土砂、あるいは鈴鹿川のしゅんせつ土砂、これは国土交通省との連携によりますけれども、そういったものを四日市市地先で干潟に造成する取組。

それから、2本目の柱としましては、稚貝の移植ということでございます。先ほども御紹介がありましたが、稚貝をまく、それをマニュアルをつくっていくということで、三重県水産研究所もしっかりかかわりながら、具体的には、宮川河口域で5月より、移植に最適な時期とか場所について調査研究を始めています。

最後に3本目の柱でございますが、ビジョンの作成でございます。今、御紹介がありましたが、愛知県、先進県がありますけれども、水産庁、愛知県、三重県の3者が連携しまして、ハード、ソフト、一体となった広域的な対策に向けて、伊勢・三河湾干潟ビジョンの策定を進めています。このビジョンの実現に向けて、先般、国への提言活動においても、国が主体となってモデ

的に適地選定調査や干潟造成などの実証事業を行うよう申し入れたところ
であります。

藻場、干潟の再生に向けては、極めて時間もかかる話ですが、粘り強く関
係者の皆さんと取り組みながら、豊かな伊勢湾再生に向けてしっかり取り組
んでいきたいと思っています。

以上でございます。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） 三河湾のほうでそんな形をやっているということですが
けれども、やはり地理的なというか、海的なというか、条件は違ってきたりす
る。例えば、大雨が降って流れてくればそのアサリはどうなるのというとは
ほとんど死滅するとか、いろいろな問題があると思うんですよね。堆積土砂を
持ってきて海岸をつくるとか、いろいろな形のものがありますけれども、や
はりそれはそれとしながらも、海の浄化能力というのをを使ってやっていただ
くことが必要だと思いますので、いろいろチャレンジしていただきながらビ
ジョンも策定して、愛知県のノウハウをいただくなりしながらも前へ進める
ようにしていただきたい、このように思います。

そして、もう一つは、それとともに、排出総量を制限しなければならない、
陸域から出ていくものを制限する必要があるんだろう、このように思います。

前回、大分前でしたけれども、単独浄化槽の死亡届といいましょうか、事
務処理の話がされました。あのときは10万基あったんだろうと言っていたら、
今6000基になったというお話をいただいたところであります。しかしながら、
まだ単独浄化槽自体は、現在、三重県下で10万基あるんだ、このように言わ
れていまして、これをどうするのか。やっぱり合併処理浄化槽にするんで
しょうということであれば、その事業に対する補助制度があるから、それ
を使おうということでもありますけれども、それだけでは済まないことがあるん
だろうと思うんです。

生活排水処理アクションプログラム等々からいけば、公共下水道へつなげ
ていこうとすることがありますけれども、先ほど森野議員のほうから地震の

話がありましたが、ライフラインが切断されたときに、下水、また、汚水の対策をどうするか、そういうところも含めて、もう時間がありませんのでこれ以上申しませんけれども、一度その対策等々、生活排水処理アクションプログラムの中でやっていくべきことだと私は思うんですけれども、そんなことも含めて、またお話をさせていただきながら、生活環境を守っていけるようにしていきたい、このようなことを申し上げて、もう時間が参りましたので、私の質問、終結をさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

最初に、石田成生議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） お疲れのところ済みません。志摩市選出の中嶋でございます。

質問に入ります前に、先ほど14時21分に函館市で震度6弱の地震が起こったという一報がございました。大きな被害になっていないことを祈るところでございます。

石田成生議員の三重とこわか国体の準備体制についてという質問に関しての関連質問をさせていただきたいと思います。

どんな内容かというと、石田議員のほうから、トップアスリートを県内にとどめるにはどうしたらいいかということだとか、おもてなしのことだとか、そういう御質問があったわけでございますが、私は、安全・安心な三重とこわか国体の実現に向けました警備の面の準備体制というか、思いということについてお伺いしたいというふうに思っております。

先ほど来、館議員のほうからも、伊勢志摩サミットの無事開催に当たりまして、県当局、それから県警本部の皆さん、県民の皆さんへの感謝の言葉があったところでございます。私も重ねて御礼を申し上げたいというふうに思います。特に、森元警察本部長には館議員から大賛辞のお言葉が送られまし

た。私もその言葉をそのままお送りしたいというふうに思うところであります。

今回、いろんな取組をしていただいていた中で、テロ対策の三重パートナーシップ推進会議などを含んで、伊勢志摩サミットの警備については非常に多くの御苦勞もあったかというふうに思います。その成果を県警本部長としてどのように評価されるのか、また、この成果を三重とこわか国体の安全・安心な運営にどうつなげていこうとお考えになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○警察本部長（森元良幸） サミット警備の評価と三重とこわか国体に向けた取組につきましてお答え申し上げます。

伊勢志摩サミット警備ですけれども、おかげさまで平穩に終えることができました。いろいろな要因、ありますけれども、一つとしては、三重県だけで1万数千人にわたる部隊員が展開いたしました。全部隊員が任務の重要性をよく理解してくれまして、任務完遂に全力を挙げてくれたということが挙げられます。

その背景といたしまして、県民や地域住民の方々に本当に温かい御理解と御協力を賜ったことが大きかったと思っております。県民及び住民の方々におかれましては、検問や交通規制、さらには交通総量抑制に対する快い御協力のみならず、部隊員に対しまして本当に温かい御激励を賜りました。そのことに部隊員が感激いたしまして、さらに使命感を高めて士気高く任務に当たってくれたということでもあります。

そして、それと同様に重要であったと思っておりますのが、議員からも言及がありました官民一体の日本型テロ対策パートナーシップでございます。こちらが有効に機能したことが大きかったというふうに評価をしております。

すなわち、地域住民や関係する業界、団体等々、あらゆるステークホルダーが、テロは絶対に起こさせないと気持ちを一つにしまして、注意深い目を持って、それから、不測事態に備えてしっかりと訓練を行いました。そうすることで、テロ等の不法行為を企図する者が、三重県では悪いことはでき

ないと、こういうふう考えたというふう思っております。

一方で、伊勢志摩サミットが行われた場所として、三重県の知名度は世界的に飛躍的に高まりました。また、県内は大規模集客施設等のソフトターゲットも多数存在いたします。サミット後におきましても引き続き、テロに対する警戒を緩めることはできないというふう考えております。

したがいまして、三重とこわか国体に向けましても、今後ともテロ対策パートナーシップの枠組みを中心といたしまして、関係団体、それから県民、地域住民の方々と一致団結いたしまして、日本型テロ対策を一層充実強化してまいりたいと、そして、警察としてもそのお手伝いをしたいというふう考えておるところです。よろしく申し上げます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 大変ありがとうございました。

本当に私も住民の一人として多くの方と、いなくなってしまった警察官の皆さんが、本当にまちが寂しいなということで、サミットロス状態に陥っている方が非常に多くございまして、先日も賢島の出張所が本当に惜しまれながら閉鎖ということになったわけでございますけれども、特に私、うれしかったのは、志摩市神明小学校の子どもたちが、サミットが終わってから、警備に来ていただいていた北海道県警の方々にお礼のお手紙を書かれて、その中で、自分も将来は警察官になりたい、婦警になりたいという、そんな言葉もあったというふう聞いております。それも子どもたちが自発的にそういう行動を起こしてくれた。そういった形で、まさにサミットのレガシーの一つであろうかというふう思っております。サミットで培ったこのレガシーを三重とこわか国体に向けてもぜひ生かしていただきたい、つなげていただきたいということを私からも深くお願いするところでございます。

森元警察本部長も、これだけ大きな成果を残されましたので、いつまでも三重県にとどまるわけにはいかないかもしれませんが、ぜひ残された日々、三重県を十二分に堪能していただきますことを、これもあわせて御祈念申し上げながら、私の関連質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 次に、森野真治議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。関連質問させていただきます、伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚と申します。

今日は参議院議員選挙のことについて知事に何も伺いませんので、よろしくお願ひしたいと思います。今日は選挙管理委員会委員長にお伺ひをしたいと思います。

公職選挙法の投票時間についてということで、投票時間の短縮と選挙権の保障についてということで質問させていただきたいと思ひます。

投票時間、午前7時から午後8時までということで、午後8時までになったのが、ちょうど僕が中学校の2年か3年のころやったと思うんですけど、8時までだよ全員投票というキャッチフレーズを、当時、参議院議員選挙、三重県選挙管理委員会がポスターをたしかつくって、これが中学校の教室でも話題になったというのをすごく記憶しています。ですから、1票の重み、先人たちが血まで流して、女性たちや障がいを持っている人たちも含めて、そして若者も含めて獲得してきたその重みをぜひ共有したいなという思ひで質問させていただきます。

公職選挙法では、先ほど言ったとおり、午後8時までということをお前提にしているんですけども、例外的に市町村の選挙管理委員会の判断で投票時間を繰り上げること、繰り下げることができるということになっています。県内の投票時間の短縮をしている割合と、具体的なその理由について、まず端的にお答えいただきたいと思います。

○選挙管理委員会委員長（宮寄慶一） まず、短縮の状況なんですけれども、公職選挙法におきまして、投票所というのは原則的に午後8時に閉鎖すると規定されておりまして、選挙人の投票に支障を来さないと思えられる特別の事情がある場合には、市町村の選挙管理委員会が4時間以内の範囲内で閉鎖

時刻を繰り上げることができる」と規定されているわけなんですけれども、来月予定の参議院議員通常選挙におきまして、閉鎖時刻の繰り上げを行う投票所数というのが、県下29市町の880カ所のうち、17市町の532カ所ございます。割合としたら60.45%ということでございまして、その短縮等の理由でございますけれども、公職選挙法において閉鎖時刻の繰り上げというのは市町村の選挙管理委員会が決定するものということで、その理由は、例えば日没が早いことによる有権者の安全確保等考えられますけれども、私どもは、繰り上げを行う理由については聞いておりません。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 理由がわからないということですが、公職選挙法の第40条の、ここ、注目してほしいんですけども、短縮できる場合、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合と、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限りというふうにあります。今、日没というふうにおっしゃいましたけれども、日没であって足元に不安があれば、その人は日が暮れるまでに投票へ行けばいいわけの話であったり、あるいは、よくお聞きするのは、立会人の方の負担とか、有権者の方じゃなくて、行政側の、選挙事務を執行する側の都合で投票が短縮されているのではないかというふうに思うんですけども、特別な理由がある場合に限りというふうに、ここまで限定的に法律も掲げている中でそういう判断をするということはやはり問題があるというふうに思います。

高市総務大臣も昨年4月の大臣会見で、投票所の閉鎖時刻繰り上げが増加傾向にあることについて、投票の機会の確保は重要で、各選挙管理委員会は厳正に対応してほしいと、各選挙管理委員会に慎重な対応を求めているわけなんですけれども、県として、有権者の選挙権、これは広い意味では参政権です、この侵害にならないように、市町の選挙管理委員会に対してしっかりと、改善をというか、是正を求めていくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（宮寄慶一） 先ほどの御意見の中で、繰り上げ、是非なんですけれども、閉鎖時刻の繰り上げというのは、先ほど申しましたように、各市町の選挙管理委員会において、有権者数とか実際の投票行動の状況を踏まえて決定できると規定されておりまして、選挙人の投票に支障を来さないということで適切かどうかと判断するわけなんですけれども、三重県下におきまして、例えば津市でございますと、7時から19時まで、これは全箇所でございます、松阪市ですと19カ所が7時から18時までとか、それから、熊野市ですと、ここは3パターンに分けてございますね。7時から17時までのところ、7時から18時までのところ、それから7時から19時までのところとありますね。あと、鳥羽市の1カ所、7時からじゃなくて6時半からというところもございます。こういうふうに、いろんなところで各市町村が有権者の利便を考えて判断しているものと私どもでは理解しております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 例えば離島とか、山間部とか、極端に有権者が少ないところの話は少しおいておいて、津市とか、伊賀市も全域なんですけれども、有権者数が1000人、2000人、3000人とか相当いるところの投票所も含めてこういうことをやっているというのは、特別の事情がある場合とは認められないと思うんですけれども、どういう見解をお持ちですか。一般論で結構です。

○選挙管理委員会委員長（宮寄慶一） その件に関してでございますけれども、選挙人に対しまして、閉鎖時刻の繰り上げを行うことについて、十分に市町の選挙管理委員会が周知を行う必要があると思っておりますので、それについて、先ほど法務大臣のお話を言っていましたけれども、そのことも踏まえまして、今後も各市町の選挙管理委員会に対しまして、選挙人の投票に支障を来さないように適切に判断していただく助言を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 閉鎖することを周知という以前に、特別な事情があると

認められるか認められないかといったら、僕は認められないと思うんですよ。極端に開票作業に支障があるとか、離島だとか、そういうところを除いては、市街地とか県庁所在地とか、そういうところも含まれる場所では、やはり公職選挙法にのっとって、その大原則にのっとって、午後8時まで投票する権利を保障してほしいというふうに思うんですけども、県として、公職選挙法第40条、これをしっかり遵守してほしいという、そういう要請を行ってほしいと思うんですけども、していただけますでしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

○選挙管理委員会委員長（宮寄慶一） 私どもとしましては、適切に判断していただきますように助言をしております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） その助言のやり方も大事なんですけれども、他県では文書で適切にやってくれというふうに、短縮はよくないですよというふうなやり方をやっているところもありますので、ぜひ研究して、参政権、選挙権、1票を大事にしてほしいというふうに思います。

済みません。伊賀市同士でなかなか嫌だったんですけども、よろしくお願いたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（日沖正信） お諮りいたします。明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明17日から29日までは委員会の付

託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月30日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○副議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時16分散会